都市計画課

図 政令市新潟の都市づくりの方針 都市構造総括図 (新潟市都市計画マスタープラン)



新潟市の都市計画

1 都市計画とは

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを念頭に、一体となった土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。

そのために、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などに関する計画について、その定める内容、決定手続き、決定による制限などが都市計画法に規定されています。

都市計画の体系 都市計画区域 都市計画マスタープラン 都市計画区域マスタープラン 市町村都市計画マスタープラン 4 5 7 6 8 土地利用に 都市施設に 市街地開発事業に 地区計画 関する計画 関する計画 関する計画 市街化区域及び市街 道路・公園・下水道 土地区画整理事業、 地区ごとの特性に応 化調整区域、地域地 など、都市にとって 市街地再開発事業な じて定める詳細な計 区など、適切な土地 必要な施設について どの事業について定 画 利用を誘導するため 定める計画 める計画 の計画

2 都市計画区域

都市計画区域は、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を 勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定し ます。

3 都市計画マスタープラン

都市計画では、都市の人口や産業などの動向を踏まえ、将来に向けたマスタープラン (基本方針)を定めます。都市計画マスタープランは、定める主体と対象区域によって 2種類あります。

1. 都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

都道府県が都市計画区域ごとに定めます。

広域的な観点から、都市計画の目標や区域区分(線引き)、主要な都市計画の決定の方針などを定めるもので、都市計画の基本となるものです。

2. 市町村都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村が、行政区域(または行政区域内の都市計画区域)の都市計画について定めます。

市町村の総合計画と都市計画区域マスタープランに即して、都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、個別具体の都市計画の指針となるものです。

4 市街化区域及び市街化調整区域

『新潟都市計画区域』では、都市計画に区域区分(線引き)を定めています。 この区域区分は、都市計画区域内の土地利用の基本的な方向を定めるもので、無秩序 な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化 調整区域に区分するものです。この区域区分を基礎として、総合的かつ一体的な都市づ くりに向けて必要な都市計画が定められます。

1. 市街化区域

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

この区域では、市街地としての計画的な土地利用の誘導とともに、都市施設の計画的な整備などが図られます。

2. 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

この区域では、原則として、市街化を促進するような開発行為は抑制され、自然環境の保全や農林漁業を中心とした土地利用が図られます。

5 地域地区

地域地区は、住環境の保護や商業、工業などの利便を増進することを目的に、土地の自然的条件や土地利用の動向を考慮して定められます。本市では、以下の地域地区が定められています。

1. 用涂地域

用途地域は、住宅地や商業・業務地及び工業地などの基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的として定められています。用途地域は12種類に区分され、それぞれの地域区分に応じて、建築できる建築物の用途・建ぺい率・容積率及び高さなどの建築制限が定められています。

2. 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める 条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

3. 高度地区

高度地区は、良好な居住環境やまちなみの維持、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高又は最低の限度を定める地区です。

高さの最高限度を定める地区内では、隣地の日照等への考慮又は良好なまちなみの維持もしくは形成のため、絶対高さ制限と併せて、隣地境界線からの距離に応じて高さの最高限度を斜 線状に制限する北側斜線制限が定められています。

4. 高度利用地区

高度利用地区は、主に市街地中心部の用途地域内において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区です。地区内では、建築物の容積率の最高限度及び最低 限度や、建ペい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などが定められています。

5. 防火地域 準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。 これらの地域においては、一定規模の建築物等を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、防火上の制約を受けます。

6. 風致地区

風致地区は、自然的要素に富んだ土地の自然的景観をなるべく残し、都市の風致を維持するために定める地区です。そのため地区内では、建築行為や樹木の伐採などに制約を受けます。

7. 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域・近隣商業地域などで自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため定める地区です。地区内では、 一定規模以上の建築物の新築又は増築を行う場合の駐車施設の附置などが定められています。

8. 臨港地区

臨港地区は、良好な港湾機能を確保するための地区です。そのため、地区内の建築行為などに制約を受けます。

9. 流通業務地区

流涌業務地区は、流涌機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流涌業務市街地として整備する地区です。地区内においては、流涌業務施設などに限って建設することができます。

6 都市施設

道路・公園・下水道などの施設は、快適な日常生活や事業活動を行うために必要な施設です。都市計画として必要な施設を都市施設として定めています。

1. 道路

道路は、土地利用とともに都市計画の骨格を構成し、広域的な交通体系を形成するとともに、地域から発生する交通を適切に処理するための施設です。

2. 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、鉄道の高架化等により、鉄道で分断された地区の一体化を図り、 踏切除去による交通混雑の解消や歩行者の安全性を強化するための施設です。

3. 駐車場

駐車場は、都心部における道路交通の円滑化を図り、自動車や自転車の駐車需要に対処し都市機能の維持増進に寄与する施設です。

4. 公園·緑地

公園・緑地は、レクリエーション活動や自然環境の保全など市民生活に潤いと安らぎを与え、また、防災上の空間としての機能を備えています。

5. 下水道

下水道は、日常生活や事業活動によって生じる汚水の衛生的処理や、市街地の雨水を排除するための施設です。公衆衛生の向上や河川等の水質保全に寄与します。

6. 汚物処理場

汚物処理場は、公共下水道で処理されていない汲み取りし尿及び合併処理・単独 処理し尿の浄化槽汚泥を処理する施設です。

7 ごみ焼却場 ごみ処理場

ごみ焼却場及びごみ処理場は、日常生活や事業活動から排出されるごみを適切に 処理し、清潔で快適な生活環境を形成するための施設です。また、近年ではごみの 減量化、再資源化などの視点から施設の整備が進められています。

8. 市場・と畜場

市場は、生鮮食料品等の生産と消費を結び、流通機構の効率化と円滑化を図る施設です。と畜場は、食肉の衛生検査など家畜の処理の適正化を図る施設です。

9. 火葬場

火葬場は、地域社会に必要不可欠な施設で、周辺の市街化の状況や環境との調和 などを考慮し設置される施設です。

10. 流通業務団地

流通業務団地は、流通業務地内において市街地内の流通業務施設を集約し、各流通業務施設が適正に配置され、道路など必要な公共施設を備えた中核的な施設です。

7 市街地開発事業

計画的な新しい市街地の整備や既成市街地の再開発により、快適で住みよい街や魅力と活力あるまちづくりを総合的に行う事業です。

本市では、以下の事業が都市計画として定められ、行われています。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路・公園などの都市基盤が未整備な地区において、土地の区画や形状を整えながら道路・公園などを一体的に整備し、整然とした市街地づくりを行う事業です。

2. 市街地再開発事業

既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を一体的に行う事業です。

8 地区計画

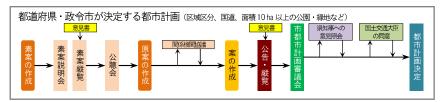
地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区内の道路や公園の配置、建築物の用途や高さなど、建築物に関する事項についてきめ細かく定め、良好な環境を整備・保全するための都市計画です。

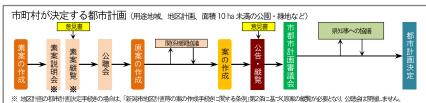
9 都市計画の決定手続き

都市計画は、広く住民のみなさんの意見を聴いて定められます。

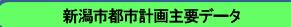
都市計画案の作成にあたっては、説明会や公聴会などを開催するとともに、案の縦覧、 市及び県の都市計画審議会の審議などを経て決定されます。

また、住民に身近な地区計画の都市計画案の作成に際しては、利害関係者の意見が反映されるように、条例でその手続きが定められています。











1) 都市計画区域と区域区分(線引き)

新潟都市計画区域 ※新潟都市計画区域は、新潟市・聖籠町の全		都市計画区域	市街化区域	15,456 ha
※新潟都市計画区域は 域と新発田市の一部で		87,078 ha	市街化調整区域	71,622 ha
	社 色 十	都市計画区域	市街化区域	12,904 ha
	新潟市		市街化調整区域	59,706 ha

2) 桝は地区

第一種低層住居専用地域 (50%—100%) ※1 第二種任居住居専用地域 (50%—100%) ※1 第一種中高層住居専用地域 (50%—150%) 約 263 ha (60%—200%) 第二種中高層住居専用地域 (60%—200%) 第二種中高層住居専用地域 (60%—200%) 第二種中高層住居専用地域 (60%—200%) 第二種中高層住居専用地域 (60%—200%) 第二種中高層住居専用地域 (60%—200%) 第二種 住居 地域 (60%—200%) 斯二種 住居 地域 (60%—200%) 斯高 業 地域 (80%—200%) 近隣 商業 地域 (80%—200%) 面 業 地域 (80%—200%) 商業 地域 (80%—200%) 商業 地域 (80%—200%) 新潟海東港区臨港地区 約 172.5 ha 整備地区 (80%—200%) 商業 地域 (80%—200%) 新潟海東港区臨港地区 約 10.8 ha 第 地域 (80%—200%) 新潟海港東港区臨港地区 約 110.8 ha 第 地域 (80%—200%) 新潟海路東港区臨港地区 約 110.8 ha 第 地域 (60%—200%) 新潟海路東港区臨港地区 約 110.8 ha 第 地域 (60%—200%) 新月(613 ha (60%—200%) 和 1,613 ha (60%—200%—200%—200%—200%—200%—200%	乙) 地坝	2)地域地区						
(50%—100%) ※1 おり 34 ta 第一種中高層住居専用地域 (60%—150%)			約 1,343 ha		弁 天 町 地 区	約 0.5 ha		
第一種中高層住居専用地域 (60%—150%)			約 94ha	高度利用	新潟駅南口地区	約 4.8 ha		
Right Ri			約 263 ha		花園1丁目地区	約 0.3 ha		
(60%-150%) 17 ha 高度地区 四大畑高足地区 約 h80 ha 180 ha 第三種中高層住居専用地域 (60%-200%) 約 3,898 ha 第一種住居地域 (60%-200%) 約 484 ha 準 住居地域 (60%-200%) 約 206 ha (60%-200%) が 12 ha (60%-200%) が 12 ha (60%-200%) が 12 ha (60%-200%) が 80%-200%) が 80%-200%) が 80%-200%) が 80%-200%) が 80%-200%) が 18 ha (80%-200%) が 108 ha 108 ha 108 ha 100%-200%) が 108 ha		No E	約 1,830 ha		古町通7番町地区	約 0.8ha		
用途地域 用途地域 用途地域 に			約 17ha	高度地区	西大畑周辺地区	約 16.0 ha		
用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域		(60%-200%)	約 701 ha		防 火 地 域	約 6.4 ha		
用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域 用途地域		(60%-200%)	約 3,898 ha	準防火地域	準 防 火 地 域	約1,832.1 ha		
用途地域		(60%-200%)	約 484 ha		白山風致地区	約 25.4 ha		
用途地域		(60%-200%)	約 206 ha	風致地区	新潟海浜風致地区	約 172.5 ha		
# 日 美 地 域 約 395 ha 第二秋葉 風 致 地 区 約 1.9 ha	田之地は	(60%-200%)	約 12ha		第一秋葉風致地区	約 70.6 ha		
商業地(80%-200%) 域 約 18ha 新潟港東港区臨港地区 ※2 約 207ha 商業地(80%-400%) 域 約 285ha 新潟港西港区臨港地区 約 110.8ha 商業地(80%-600%) 対 108ha 新潟港西港区臨港地区 約 110.8ha 準工業地域(60%-200%) 約 1,613ha 大規模集客施設制限地区 約 1,444ha 工業地(60%-200%) 約 648ha 工業専用地域(60%-200%) 約 648ha 工業専用地域(60%-200%) 約 739ha 会計 約 12,920ha ※1: 一部外壁後退(1.0m)の制限あり	用远型线	(80%-200%)	約 395 ha		第二秋葉風致地区	約 1.9 ha		
(80%-200%)		(80%-300%)	約 267 ha	駐車場整備地区		約 202.7 ha		
(80%-400%) 約 285 ha 新潟港西港区臨港地区 約 110.8 ha 第 地 図		(80%-200%)	約 18ha	臨港地区		約 207 ha		
108ha 地区 新潟流通業務地区 約 61.0 ha 地区 新潟流通業務地区 約 61.0 ha 地区 新潟流通業務地区 約 61.0 ha 地区 大規模集客施設制限地区 約 1,444 ha 注)用途地域の()内は、建ペい率及び容積率を示しています。 注)端数処理のため、各用途地域の合計と合計欄の数値は一致しません。 ※1:一部外壁後退(1.0m)の制限あり		(80%-400%)	約 285 ha		新潟港西港区臨港地区	約 110.8 ha		
(60%-200%) 約 1,613 ha 地 区 入規模集各施設制限地区 約 1,444 ha 注 用途地域の()内は、建ペい率及び容積率を 示しています。 注 端数処理のため、各用途地域の合計と合計欄 の数値は一致しません。 約 12,920 ha 約 12,920 ha ※1: 一部外壁後退(1.0m)の制限あり		(80%-600%)	約 108ha	地区	新潟流通業務地区	約 61.0 ha		
(60%-200%) 利 648 ha 工業専用地域 (60%-200%) 約 739 ha 計 約 12,920ha ※1:一部外壁後退(1.0m)の制限あり		(60%-200%)	約 1,613 ha		大規模集客施設制限地区	約 1,444 ha		
		(60%-200%)	約 648ha					
合 計 約 12,920ha ※1:一部外壁後退(1.0m)の制限あり			約 739 ha		• •	合計と合計欄		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				の数	値は一致しません。			
※2:新潟市域分の数値を記載		合 計	約 12,920ha					
				※2:新潟i	市域分の数値を記載			

3) 都市施設

	計	194 路線	約	529.846 km		特定環境	排水区域 (汚水)	約	56 ha
	自 動 車 専用道路	4路線	約	35.490 km		保全公共下水道	排水区域 (雨水)	約	15 ha
道路	幹線街路	174 路線	約	490.126 km			下水管渠	約	30 m
	区画道路	8路線	約	3.265 km	下水道	都市	排水区域	約	394 ha
	特殊街路	8路線	約	0.965 km		下水路	下水管渠	約	11,889 m
都市	JR信越線	₹○白新線	約	1.840 km		流域	排水区域	約	— ha
高速鉄道	J R 越	後線	約	2.730 km		下水道	下水管渠	約	101,217 m
时 中 HB	西堀地丁	駐車場	約	8,900 m²	÷ Σ-l lmhnT⊞I⊟	白根し別	R 処 理 場	約	10,000 m²
駐車場	石宮公園地下	自転車駐車場	約	940 m²	汚物処理場	巻し尿	処理場	約	12,000 m²
その他の	通 路	3路線	約	520 m	ごみ焼場	白根グリー	ーンタワー	約	14,000 m²
交通施設	交通広場	1箇所	約	4,000 m²		新潟市新田	青掃センター	約	5.00 ha
	計	219 箇所	約	702,28 ha		新潟市資源片	ナイクルプラザ	約	0.65 ha
	街区公園	186 箇所	約	44.24ha	ごみ処理場	新津市クリー	ーンセンター	約	1.30 ha
	近隣公園	14 箇所	約	23.2 ha			棄物処理場	約	0.30 ha
公 園	地区公園	9箇所	約	42.7 ha			清掃事務組合 尭 却 場	約	5.80 ha
	総合公園	6箇所	約	272.6 ha	左□士士+目	新潟市中央	央卸売市場	約	267,600 m²
	運動公園	3箇所	約	32.2 ha	卸売市場	新潟球根園芸	地方卸売市場	約	0.72 ha
	広域公園	1箇所	約	287.4 ha	と畜場	新潟市食	肉センター	約	43,300 m²
緑 地	計	10 箇所	約	57.04 ha		青山	斎場	約	42,400 m²
		排水区域 (合流が汚水)	約	14,756 ha	火葬場	亀田町	火 葬 場	約	10,000 m²
下水道	公共下水道(戦·流螺連)	排水区域 (雨水)	約	8,842 ha		白 根	斎場	約	12,400 m²
	(甲独·沭翊英建),	下水管渠	約	10,391 m	流迁翔地	新潟流通	業務団地	約	47.60 ha

4)地区計画

	地区計画名	面積
1	新 光 町 地 区	約 21.1 ha
2	もえぎ野地区	約 16.3 ha
3	的 場 地 区	約 15.2 ha
4	小新西3丁目地区	約 7.8ha
5	小新流通センター東地区	約 9.2 ha
6	上 木 戸 地 区	約 21.5 ha
7	空港西1・2丁目地区	約 28.3 ha
8	赤塚駅前地区	約 61.0 ha
9	すみれ野地区	約 19.0 ha
10	小 新 梅 田 地 区	約 30.4 ha
11	窪 田 町 地 区	約 1.0 ha
12	緒 立 地 区	約 8.2 ha
13	寺 地 西 地 区	約 3.7 ha
14	北 場 地 区	約 9.9 ha
15	内 野 西 地 区	約 30.8 ha
16	内野戸中才地区	約 5.7 ha
17	姥 ヶ 山 西 地 区	約 12.1 ha
18	河 渡 地 区	約 12.5 ha

	地区計画名	Ī	面 積	
19	海 老 ケ 瀬 坩	也 区	約	3.7 ha
20	新通輪ノ内	也 区	約	7.8 ha
21	新 通 地	区	約	28.5 ha
22	小新白鳥均	也区	約	5.0 ha
23	小 新 地	区	約	7.2 ha
24	松 崎 地	区	約	27.2 ha
25	美 咲 町 地	区	約	25.4 ha
26	荻 川 駅 南 坩	也 区	約	10.5 ha
27	さつき野駅西	地区	約	7.0 ha
28	荻 川 地	区	約	16.9 ha
29	結 地	区	約	20.1 ha
30	川 口 地	区	約	7.1 ha
31	北 上 地	区	約	11.3 ha
32	山谷北・善道	地区	約	14.8 ha
33	埋 堀 地	区	約	12.1 ha
34	程 島 地	区	約	6.6 ha
35	古 津 地	区	約	2.0 ha

	地区計画名	面積
36	程島南地区	約 9.8ha
37	北 潟 地 区	約 0.9 ha
38	豊 栄 駅 北 地 区	約 22.0 ha
39	笹 山 地 区	約 21.7 ha
40	豊栄インター南地区	約 17.2 ha
41	舟 戸 地 区	約 15.9 ha
42	横越東地区	約 9.0 ha
43	横越南地区	約 11.8ha
44	横越インター北地区	約 2.6 ha
45	横越インター東地区	約 8.2 ha
46	姥 ヶ山 東 地 区	約 1.6 ha
47	早通かきの木通り地区	約 0.8 ha
48	亀 田 駅 東 地 区	約 20.1 ha
49	三 條 岡 地 区	約 8.5 ha
50	鍋 田 地 区	約 10.8 ha
51	早通柳田地区	約 6.4 ha
52	東青山1丁目地区	約 9.0 ha

	地区計画名	面積
53	太田地区	区 約 9.6 ha
54	島見町地区	区 約 51.4 ha
55	西名目所地区	区 約 17.7 ha
56	西野中野山地区	区 約 19.2 ha
57	海老ケ瀬北地区	区 約 4.5 ha
58	女池上山地区	区 約 20.0 ha
59	長潟南地区	区 約 6.4 ha
60	鳥屋野大島地区	区 約 31.3 ha
61	湖 南 地 区	区 約 14.3 ha
62	市場周辺地区	的 18.9 ha
63	新津インター西地区	区 約 9.1 ha
64	北上南地区	区 約 9.7ha
65	上下諏訪木地区	区 約 4.2 ha
66	小新白鳥東地区	区 約 11.8ha
67	亀 貝 地 区	区 約 30.7 ha
68	大 関 地 区	区 約 0.8 ha
69	越前浜地区	区 約 1.4 ha

計 69:	地区	約	964.2 ha
-------	----	---	----------

【新潟都市計画区域】

線引き都市計画区域/新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部の3つの市と町

決定•変更	面積	区 域
年月日	(ha)	区 域
昭和 45. 2. 7	58,259	新潟市、豊栄市、亀田町、黒埼町、豊浦町及び聖籠町の 全域、並びに 新発田市、新津市、小須戸町、紫雲寺町 及び 横越村の一部
53. 4. 21	58,358	紫雲寺町の地先公有水面
58. 3. 11	58,340	新潟市の一部を白根市に編入
61. 3. 25	58,347(※)	(線引き見直しにより面積の修正)
平成 3. 4. 1	58,250(※)	(公称面積により修正)
12. 2. 29	57,873(※)	(線引き見直しにより面積の修正)
14. 10. 1	57,876(※)	(入船地区埋立て整備事業に伴う面積の増大)
23. 3. 18	87,078	新潟、白根、西川、巻、岩室の各都市計画区域を統合し、 新潟市の一部を拡大指定 ※新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部に再編
26. 3. 28	87,078	新潟市と燕市との境界変更による変更
28. 2. 9	87,078	新潟市と燕市との境界変更による変更

(新潟市域分 区域区分の変更経緯)

年月日	区分	面積 (ha)	備考	年月日	区分	面積 (ha)	備考
昭和	市街化区域	9,821		平成	市街化区域	10,776	随時変更
45.11.16	市街化調整区域	33,870		5.10.29	市街化調整区域	33,007	(小新 河渡 上木戸関連)
	市街化区域	10,153	第1回		市街化区域	10,810	随時変更
53. 6. 6	市街化調整区域	33,590	全体見直し	9.3.18	市街化調整区域	32,973	(小新梅田 関連)
	市街化区域	10,137	随時変更		市街化区域	11,423	第4回
58. 3.11	市街化調整区域	33,588	随时多更	12. 2.29	市街化調整区域	31,982	全体見直し
	市街化区域	10,307	第2回		市街化区域	12,894	第5回
61. 3.25	市街化調整区域	33,493	全体見直し	23. 3.18	市街化調整区域	59,716	全体見直し
	市街化区域	10,243	随時変更		市街化区域	12,904	随時変更
62. 8.14	市街化調整区域	33,557	(東櫻里)	26. 3.28	市街化調整区域	59,706	(東港 山島 並岡関連)
平成	市街化区域	10,296	随時変更		市街化区域	12,904	随時変更
元. 3.31	市街化調整区域	33,504	(緒立, 的場 関重)	28.2.9	市街化調整区域	59,706	(上新栄町 関連)
2 10 10	市街化区域	10,707	第3回				
3.12.19	市街化調整区域	33,076	全体見直し				

(参考)

【旧 白根都市計画区域】

非線引き都市計画区域/旧白根市全域

決定·変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和 35. 7. 28	7,906	白根都市計画区域指定(白根市の全域)
58. 3. 11	7,925	新潟市の一部を編入
平成 元. 11. 10	7,705	公称面積により修正
3. 9. 1	7,711	公称面積により修正
5. 9. 30	7,708	加茂市との境界変更による面積の修正
8. 10. 1	7,706	公称面積により修正

【旧 西川都市計画区域】

非線引き都市計画区域/旧西川町の一部

7 WORLD WIELD WIELD WAS TO BE			
決定·変更 面積 年月日 (ha)		区 域	
平成 2. 4. 2	2,473	西川都市計画区域指定(西川町の一部)	

【旧 巻都市計画区域】

非線引き都市計画区域/旧巻町の一部

決定•変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和 28. 9. 8	1,233	巻都市計画区域指定(巻町の一部)
54. 12. 28	4,980	都市計画区域の拡大(漆山・竹野町等)

【旧 岩室都市計画区域】

非線引き都市計画区域/旧岩室村の一部

N WAS IC BELIEF III		13-5 HP
決定·変更 年月日	面積 (ha)	区 域
平成 2. 4. 2	2,202	岩室都市計画区域指定(岩室村の一部)

(※):都市計画決定・変更を伴わない面積の変更

【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域(景観計画区域:新潟市全域)において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面(のりめん)の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の指定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、3地区を設定しています。

(1) 二葉町1丁目1区地区

日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区(面積 約3.4 h a)

② 信濃川本川大橋下流沿岸地区

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の 資産として景観形成を図るべき地区(面積 約133.7ha)

(3) 旧斎藤家別邸周辺地区

江戸時代から続く料亭、明治や大正期建築された実業家や豪商の 旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区(約 1.6 h a)

【屋外広告物】

新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を主目的に、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 許可地域・規格基準の設定
- (2) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定(禁止地域)
- ③ 広告物を表示・設置してはならない物件の設定(禁止物件)

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、 1ヵ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以 上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの
- (3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000 平方メートルを超える建築物若しくは工作物の外観を変更すること となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積 が外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

3 屋外広告業の登録

新潟市内で屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 を請け負う営業をする場合は、氏名や営業所の所在地などを記した登録 申請書に必要な書類を添えて市長の登録を受けなければなりません。

【風致地区】

都市計画法の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めた「新潟市風致地区条例」の規定により風致地区内における行為の規制等を行います。次の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

- (1) 建築物、工作物の新築、改築、増築、移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立・干拓
- (6) 建築物、工作物の色彩の変更
- (7) 土石、廃棄物、再生資源の堆積

【開発行為許可等の状況】

(1)市街化区域

\times	.分		年度	1114	H15	H16	I I17	I I 18	1119	I I20	I I21	I I22	H23	I I24	I I25	H26	I I27
	吳	乏 付	件 数	50	57	47	73	51	64	54	50	50	54	49	52	45	40
事	用	戸建て	の宅地分譲	23	25	29	42	31	36	22	33	28	31	31	35	20	20
加松	途	貸家・	共同住宅	9	18	11	12	8	12	6	3	17	10	7	8	7	6
議	別	店舗・エ	場・事務所等	18	14	7	19	12	16	26	14	5	13	11	9	18	14
	TÍ.	面 積	(m^2)	283,717	160,999	161,545	390,831	161,001	232,981	187,454	163,660	145,451	373,861	275,723	154,993	130,161	133,886
	吳	乏 付	件 数	45	61	43	78	52	60	54	47	48	55	51	49	44	48
開	用	戸建て	の宅地分譲	27	25	24	48	29	34	31	30	24	31	31	31	18	25
1 年	途	貸家・	共同住宅	7	20	11	10	10	11	7	4	18	10	5	9	6	8
為	別	店舗・工	場・事務所等	11	16	8	20	13	15	16	13	6	14	15	9	20	15
	Ī	面 積	(m^2)	269,747	181,424	167,314	275,823	292,702	190,534	186,265	140,064	140,103	392,047	272,677	217,046	136,394	166,149

[※] 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(2)市街化調整区域

区	分	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	受	付 件 数	36	28	25	38	43	45	35	35	34	86	69	63	89	120
開	用	専 用 住 宅	27	21	18	26	32	34	23	24	25	66	48	46	61	88
1 行	途	併 用 住 宅	1	0	3	2	0	0	0	3	0	0	1	0	2	1
為	別	その他	8	7	4	10	11	11	12	8	9	20	20	17	26	31
	面	積 (m²)	20,661	10,778	18,283	29,357	69,834	128,157	51,079	113,965	23,539	121,880	111,293	91,237	59,497	126,185
43	受	付 件 数	40	37	57	52	60	71	73	74	73	181	190	239	253	216
条油	用し	専 用 住 宅	27	23	38	28	44	51	49	51	49	125	135	165	175	154
樂	途	併 用 住 宅	1	2	1	4	1	4	4	0	3	3	5	4	6	12
許可	別	その他	12	12	18	20	15	16	20	23	21	53	50	70	72	50
既	受	付 件 数	_	-	_	ı	-		ı	ı	-	-	_	_	_	
宅	用し	専 用 住 宅	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	_	_	_	
地の	途	併 用 住 宅	_	-	-	1	-	-	1	1	-	-	_	ı	_	
認	別	その他	_	-	_	ı	1	_	ı	ı	1	-	_	-	-	

[※] 市街化調整区域の開発面積は,平成8年度より集計。

[※] 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(3)非線引き都市計画区域

区	分 年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	受 付 件 数	_	ı	0	2	3	2	1	3	4
事	用戸建ての宅地分譲	-	1	0	1	1	0	0	1	0
事前協議	途 貸 家 ・ 共 同 住 宅	-	ı	0	0	0	0	0	0	0
議	別店舗・工場・事務所等	-	1	0	1	2	2	1	2	4
	面積(m²)	-	ı	0	7,416	39,152	11,721	18,610	54,055	28,684
	受 付 件 数	_	ı	0	2	3	2	0	3	4
開	_用 戸建ての宅地分譲	-	ı	0	1	1	0	0	1	0
開発行為	用が建ての宅地分譲 途 貸家・共同住宅	_	ı	0	0	0	0	0	0	0
為	周 店舗・工場・事務所等	_	-	0	1	2	2	0	2	4
	面 積 (m²)	_	_	0	7,416	39,152	11,721	0	54,055	28,684

[※] 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

(4)都市計画区域外

区	分	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	3	受付件数	1	1	0	2	0	1	0	0	0
事	用	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	0	0	0	0	0
前協議	途	貸家・共同住宅	-	-	0	0	0	0	0	0	0
議	別	店舗・工場・事務所等	ı	ı	0	2	0	1	0	0	0
	Ī	面積(㎡)	ı	ı	0	55,858	0	19,336	0	0	0
	2	受付件数	1	1	0	2	0	1	0	0	0
開	用	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	0	0	0	0	0
発行為	途	貸家・共同住宅	ı	ı	0	0	0	0	0	0	0
為	別	店舗・工場・事務所等	1	1	0	2	0	1	0	0	0
	百	面 積 (m²)	_	_	0	55,858	0	19,336	0	0	0

[※] 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

【国土利用計画法に基づく届出状況】

区分 年	区域	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	市街化区域	34	129	52	90	87	65	56	99	88	93	74	50	57	85	69	84	78	67
	市街化調整区域	0	7	7	1	0	0	8	6	1	12	16	4	2	13	5	11	1	13
件 数	非線引き都市計画区場	戊 —	_	_	_	_	1	ı	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0
	都市計画区域外	_	_	_	_	_	_	-	20	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	合 計	34	136	59	91	87	65	64	125	89	108	90	56	61	98	74	95	79	80
	市街化区域	126,142	395,658	191,439	364,088	370,888	299,818	255,826	407,620	517,028	328,028	347,619	213,190	243,400	334,217	397,860	391,869	276,955	225,712
	市街化調整区域	0	85,175	20,873	9,408	0	0	25,622	40,423	8,258	43,129	451,695	464,911	67,565	304,745	106,412	85,138	65,983	196,138
面 積 (m²)	非線引き都市計画区場	<u> </u>	_	_	_	_	_	-	0	0	22,718	0	10,609	13,799	0	0	0	0	0
	都市計画区域外	_	_	_	_	_	_	_	49,580	0	165	0	14,610	0	0	0	0	0	0
	습 計	126,142	480,833	212,312	373,496	370,888	299,818	281,448	497,623	525,286	394,040	799,314	703,320	324,764	638,962	504,272	477,007	342,938	421,850

(注)届出の必要な面積 :市街化区域…2,000㎡以上

:市街化調整区域・非線引き都市計画区域…5,000㎡以上

:都市計画区域外…10,000㎡以上

※昭和63年4月1日 監視区域指定開始

※平成7年6月1日 県内全監視区域指定解除

※平成10年9月1日より事後届出制へ移行

※平成17年3月21日(旧巻町は平成17年10月1日)より,合併市町村分の数値を含む。

※平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

※各数値は1月1日~12月31日までの実績

まちづくり推進課



新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業



まちなかこどもピクニック

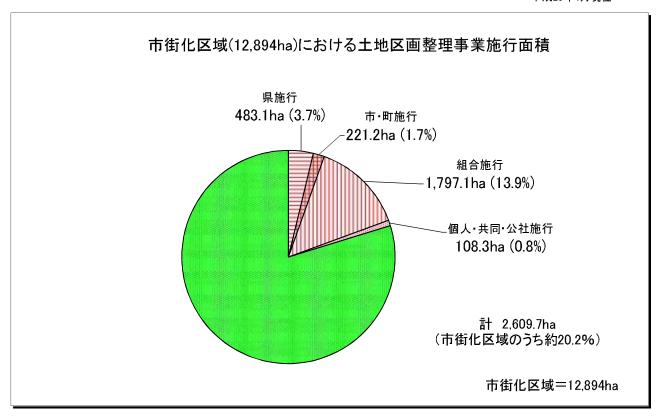


鳥屋野潟南部開発計画

まちづくり推進課

◇土地区画整理事業の実績

平成28年4月現在



1 土地区画整理事業施行実績[完了地域]

(1) 北区

(1)北区	+- /- → /+	长年左左	事業(組合設立)	施行面積	事業費	(千円)		減歩率		八井田地泰	松地加八左日日
事業名	施行主体	施行年度	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	公共用地率	換地処分年月日
豊栄	市	昭和29~昭和33	昭和30. 3.23	20.8	8, 280	398	18. 64		18. 64	24. 54	昭和33.12.11
松浜	市	昭和31~昭和47	昭和32. 2. 8	58. 0	268, 211	4, 624	16. 37	17. 46	33.83	23. 63	昭和47. 8.18
中ノ曽根	市	昭和40~昭和46	昭和40. 6.25	13. 9	55, 063	3, 961	13. 22	7. 46	20. 68	27. 38	昭和46.10.15
川岸	市	昭和40~昭和57	昭和41. 3.31	9. 6	156, 516	16, 304	21. 48	11. 74	33. 22	32. 38	昭和56.12.25
小計	4地区			102. 3							
早通	組合	昭和38~昭和39	昭和38.12.27	3.8	21, 324	5, 612	17. 74	25. 15	42.89	26. 71	昭和39.7.6
学校前	組合	昭和42~昭和45	昭和42. 6.23	5. 7	42, 853	7, 518	10.46	17. 61	28. 07	25. 14	昭和46. 2.22
東葛塚	組合	昭和42~昭和45	昭和42. 6.23	7.8	27, 208	3, 488	21.60	10. 21	31.81	23. 97	昭和45.12.25
住良	組合	昭和46~昭和53	昭和47.2.4	14. 3	256, 178	17, 915	15. 25	13. 53	28. 78	24. 46	昭和52. 9.20
中嘉山	組合	昭和46~昭和54	昭和47.2.4	21. 1	375, 503	17, 796	16. 85	12. 39	29. 24	27. 12	昭和53. 2.10
前新田	組合	昭和46~昭和53	昭和47.2.4	15. 4	252, 287	16, 382	13. 51	15. 43	28. 94	25. 21	昭和52.11.1
東豊栄第1	組合	昭和48~昭和53	昭和48.10.30	23. 1	1, 928, 247	83, 474	23. 78	34. 73	58. 51	32. 73	昭和53.11.28
葛塚駅裏	組合	昭和48~昭和55	昭和48.12.4	27. 1	772, 759	28, 515	10. 90	18. 62	29. 52	25. 34	昭和55. 9.19
新崎	組合	昭和53~昭和57	昭和53. 9.29	20. 8	1, 410, 563	67, 816	17. 34	26. 17	43. 51	25. 28	昭和56.11.14
川前	組合	昭和59~平成元	昭和59.12.28	6. 7	386, 637	57, 707	17. 79	19.02	36. 81	26. 52	平成元. 8.11
太夫浜	組合	昭和59~昭和63	昭和60.3.5	35. 4	3, 805, 762	107, 507	18. 10	31.60	49. 70	24. 86	昭和63.11.8
新崎駅南	組合	平成 2~平成 7	平成 2.12.25	22. 3	4, 172, 404	187, 103	27.70	20. 70	48. 40	34. 21	平成 7.11.17
豊栄駅北部	組合	平成 4~平成 8	平成 5. 1.22	22. 0	4, 000, 984	181, 863	17. 41	24. 45	41.86	30. 91	平成 8.11.22
長歩	組合	平成 4~平成 7	平成 5. 1.26	11.8	1, 654, 285	140, 194	23. 68	25. 29	48. 97	30. 91	平成 7.10.24
新崎本割	組合	平成 5~平成 7	平成 5. 4.23	5. 1	499, 450	97, 931	12. 68	23. 82	36. 50	24. 53	平成 7.10.31
笹山	組合	平成12~平成16	平成12.11.17	20. 8	1, 874, 734	90, 131	7. 75	30.80	38. 55	17. 86	平成16.2.6
豊栄インター南	組合	平成12~平成18	平成13. 2.13	22. 9	3, 537, 364	154, 470	14. 55	27. 83	42. 38	38. 15	平成18.10.15
西名目所	組合	平成23~平成27	平成23. 8.18	18. 1	2, 812, 426	155, 383	12.00	47. 38	59. 38	20. 20	平成27. 9. 6
小計	18地区			304. 2							
早通団地第1	公社	昭和44~昭和45	昭和44.12.26	2. 7	133, 500	49, 444	14. 17	-	14. 17	24. 96	昭和45. 2.24
早通団地第2	公社	昭和45~昭和46	昭和45. 7.31	5. 6	53, 705	9, 590	28. 19	-	28. 19	34. 97	昭和46.3.2
早通団地第3	公社	昭和46~昭和47	昭和46. 4.23	4. 5	58, 269	12, 949	18. 54	-	18. 54	27. 49	昭和46.11.16
早通団地第4	公社	昭和46~昭和47	昭和47. 2.25	4.7	54, 679	11, 634	22. 08	-	22. 08	29. 76	昭和47. 7.21
早通団地第5	公社	昭和47~昭和48	昭和47.12.19	2. 9	16, 600	5, 724	14. 60	-	14. 60	27. 92	昭和49. 1.25
早通第二団地	公社	昭和49~昭和50	昭和50. 1.14	6. 6	341, 250	51, 705	19.36	-	19.36	28. 09	昭和50. 3.25
早通第三団地	公社	昭和49~昭和50	昭和50. 1.21	7. 3	364, 000	49, 863	18. 86	-	18.86	27. 24	昭和50.9.2
豊栄団地		昭和54~昭和57	昭和54. 4.13	24. 4	2, 160, 000	88, 525	16. 48	-	16. 48	27. 09	昭和57.4.9
小計	8地区			58. 7							
合計	30地区			465. 2							

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立)	施行面積	事業費	〔千円〕		減歩率		公共用地率	換地処分年月日
事未 有	旭门王体	旭刊平茂	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	公共用地平	换地处力平月口
工業地帯造成	県	昭和16~昭和27	昭和16.8.11	155. 5	4, 055	26	7. 67	-	7. 67	11. 67	昭和27.7.23
焼島潟	県	昭和18~昭和26	昭和18.4.9	58. 6	129, 053	2, 202	6.61	1.83	8.44	7.96	昭和26.7.10
北部工業地帯建設	県	昭和18~昭和27	昭和18. 4.13	194.8	14, 107	72	8.56	11.96	20.52	9. 23	昭和28. 2.24
小計	3地区			408. 9							
物見山	市	昭和48~昭和55	昭和48. 7.23	47. 2	1, 689, 515	35, 795	20.61	5. 59	26. 20	25. 30	昭和55. 6.21
小計	1地区			47. 2							
山の下西部	組合	昭和 4~昭和15	昭和 4. 9.28	125. 9	365	3	16.00	-	16.00	21.77	昭和15.12.13
山の下東部	組合	昭和10~昭和18	昭和10. 5.14	76. 2	50	1	26. 10	-	26. 10		昭和18.10.28
東新潟	組合	昭和38~昭和43	昭和39. 1.10	44. 0	152, 368	3, 463	17. 46	11. 40	28.86	23. 01	昭和43.7.2
河渡松崎	組合	昭和42~昭和48	昭和42.12.7	74. 7	638, 331	8, 545	18. 22	11. 32	29.54	23. 82	昭和48. 4.24
紫竹石山	組合	昭和47~昭和51	昭和47.10.6	67. 9	2, 555, 473	37, 636	19.01	15. 60	34. 61	25. 49	昭和51.3.5
石山	組合	昭和47~昭和51	昭和47.12.5	35. 7	1, 150, 688	32, 232	23.80	11.68	35. 48	27. 71	昭和51.11.12
西物見山	組合	昭和52~昭和53	昭和52.11.11	1. 2	60, 759	50, 633	20.53	1.37	21.90	22. 84	昭和54. 2.23
粟山石山	組合	昭和61~平成元	昭和61.4.4	16.3	1, 890, 873	116, 004	23.90	16.10	40.00	29. 20	平成元 11. 4
竹尾インター東	組合	平成 5~平成10	平成 6. 3.22	16. 7	3, 712, 589	222, 311	27.65	17. 36	45. 01	34. 98	平成10.7.17
松崎	組合	平成12~平成17	平成12. 8. 4	27. 6	5, 327, 740	193, 034	25. 52	24. 38	49.90	29.89	平成17. 2. 4
牛海道	組合	平成 5~平成22	平成 6. 3.18	28. 5	6, 005, 773	210, 729	28. 93	15. 65	44. 58	34. 67	平成11.11.26
海老ヶ瀬	組合	平成23~平成25	平成23.10.19	3. 1	528, 749	170, 564	21. 26	38. 55	59.81	27. 55	平成25.4.10
西野中野山	組合	平成23~平成27	平成23.11.21	16.5	3, 005, 365	182, 143	25. 14	34. 50	59.64	34. 43	平成26.11.30
小計	13地区			534.3							
下山	個人	昭和40~昭和42	昭和41.3.22	3.8	4, 500	1, 184	25. 33	-	25. 33	25.34	昭和43. 1.12
河渡新町	個人	平成19~平成20	平成19.5.17	1.4	217, 839	155, 599	33. 32	20.03	53.35	33. 97	平成20. 6.22
小計	2地区			5. 2							
合計	19地区			995. 6							

(3)中央区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立)	施行面積	事業費	(千円)		減歩率		公共用地率	換地処分年月日
争未有	加1]土体	加11 年段	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	公共用地华	快地处力平月口
新潟駅前	県	昭和29~昭和34	昭和29. 5.28	42. 4	514, 112	12, 125	28.80	22.00	50.80	33. 23	昭和35.2.9
新潟火災復興	県	昭和30~昭和40	昭和30.11.21	31.8	98, 641	3, 102	9.45	-	9.45	32.73	昭和41. 3.16
小計	2地区			74. 2							
関屋第一	市	昭和31~昭和41	昭和31.10.3	5. 4	14, 130	2, 617	25.46	4.10	29.56	27. 15	昭和41.4.12
駅裏	市	昭和34~昭和45	昭和34. 4.28	32. 8	288, 613	8, 799	17.04	8. 41	25. 45	32.76	昭和45. 5.12
小計				38. 2							
関屋	組合	昭和 4~昭和22	昭和 5. 1.14	76.8	303	4	25.41	-	25. 41	28. 17	昭和22.12.10
新潟北部	組合	昭和 6~昭和17	昭和 6.12.4	25. 2	56	2	23.70	-	23. 70	9.36	昭和17. 6.27
鴉又	組合	昭和 7~	昭和 7.10.21	21.1							
沼垂	組合	昭和 9~昭和17	昭和 9.12.11	58.6	71	1	18. 90	-	18. 90		昭和17.11.13
北沢	組合	昭和 6~昭和16	昭和 7. 1.19	9.3	15	2	19. 16	-	19. 16	14. 88	昭和10. 9.23
有明台	組合	昭和35~昭和38	昭和 35.5.17	2. 5	4, 618	1, 847	17.69	-	17. 69	23.89	昭和36.8.8
女池	組合	昭和47~昭和52	昭和47.10.16	31.3	1, 547, 374	49, 437	21. 13	12. 94	34. 07	28. 77	昭和52. 5.27
鳥屋野潟南西部	組合	平成18~平成21	平成18.11.10	10.8	2, 331, 909	215, 918	13.36	28. 27	41.63	23. 14	平成21. 5.10
女池上山	組合	平成23~平成27	平成24. 3.30	15. 5	4, 015, 000	259, 032	23.92	28. 59	52. 51	29.51	平成27.11.16
鳥屋野大島	組合	平成23~平成27	平成23. 9.28	17. 7	3, 339, 911	188, 696	25. 26	34.13	59.39	28.90	平成27. 7.26
長潟南	組合	平成23~平成27	平成23.12.20	5. 5	1, 473, 181	267, 851	18. 78	41. 12	59.90	24. 47	平成27. 9.13
小計				274. 3							
新県庁南	共同	昭和58~昭和60	昭和58.9.6	21. 1	3, 242, 000	153, 649	25.71	-	25. 71	25. 75	昭和60. 7.16
新潟駅南口広場周辺	個人	平成18~平成19	平成19. 2. 8	4. 1		-	1.11	0.00	1.11	25. 99	平成19.7.1
小計				25. 2							
合計	17地区			411.9							

(4) 江南区

<u> </u>											
事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立)	施行面積	事業費			減歩率		公共用地率	換地処分年月日
	2017 III	7017 T.X	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	A /////	12,000
亀田駅西	市	平成14~平成22	平成14.12.5	2. 6	2, 639, 777	1, 015, 299	11.50	-	11. 50	38. 88	平成23. 3. 8
小計	1地区			2. 6							
亀田	組合	昭和 9~昭和15	昭和 9. 6. 8	5. 6	25, 000	4, 464			7.50		昭和16. 3.28
横越中央	組合	昭和61~平成元	昭和61.10.7	11. 1	632, 923	57, 020	15. 27	19. 28	34. 55	26.77	平成元. 4.18
横越西	組合	平成 3~平成 7	平成 4. 3.10	8. 7	909, 582	104, 550	17. 95	15. 34	33. 29	25. 77	平成 6. 9.20
横越東	組合	平成12~平成15	平成12.8.4	8. 9	864, 495	97, 134	22. 35	16.77	39.12	25. 70	平成14.10.25
横越インター東	組合	平成12~平成16	平成12. 8.22	7. 6	891, 878	117, 352	21.76	40.95	62.71	25. 67	平成16.12.21
三條岡	組合	平成16~平成18	平成16.7.9	8. 5	1, 387, 397	163, 223	24.54	33.40	57.94	27. 75	平成18. 7.28
亀田駅東	組合	平成14~平成19	平成15. 1.24	20. 2	3, 201, 001	158, 465	25.85	18.43	44. 28	29.70	平成19. 5.13
鍋田	組合	平成16~平成19	平成17. 3.18	9.8	1, 321, 000	134, 796	28.30	33. 52	61.82	34. 82	平成19. 7.29
亀田流通	組合	平成16~平成19	平成17. 3. 8	6. 4	1, 029, 000	160, 781	15.09	26. 32	41. 41	21. 16	平成19. 9.30
小計	9地区			86.8	·	·					
合計	10地区			89. 4		·	·	·			

(5) 秋葉区

(3) 恢集区				16 /= 15	+ * =	(7 m)		가라 IE 공공			
事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立)	施行面積	事業費			減歩率		公共用地率	換地処分年月日
	7617 III	بال الله	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	A // // // /	スをたっている
秋葉山	組合	昭和24~昭和32	昭和25. 3.18	54.8	23, 676	432	14.04	8. 01	22. 05	13. 85	昭和32. 4.20
中島団地	組合	昭和49~昭和52	昭和49.7.2	5. 7	107, 088	18, 787	16. 20	12.40	28.60	21.37	昭和52. 6.24
荻川駅西	組合	平成元~平成 4	平成元. 10. 13	6.8	549, 049	80, 743	19. 70	14. 27	33.97	29. 72	平成 4. 2.18
結田島	組合	平成元~平成 4	平成元.11.21	6. 2	504, 674	81, 399	17. 15	13.61	30.76	25. 48	平成 4. 2.15
荻川駅南	組合	平成 4~平成 7	平成 4. 6.26	10.4	1, 268, 935	122, 013	23.08	15. 33	38.41	30. 24	平成 6.11.11
さつき野駅西	組合	平成 6~平成10	平成 7. 1.13	6.8	931, 545	136, 992	14.01	18. 84	32.85	36.50	平成 9. 2. 7
川口	組合	平成12~平成17	平成12. 9.29	7. 3	1, 042, 806	142, 850	24.03	39.34	63.37	37. 03	平成17.10.28
荻川	組合	平成13~平成17	平成13. 5.29	18. 6	2, 408, 851	129, 508	25.31	23.67	48.98	33.71	平成17.12.16
荻川駅東	組合	平成14~平成19	平成14.9.6	18. 5	2, 696, 653	145, 765	25.53	29. 42	54.95	35.82	平成19.10.14
新津駅西	組合	平成16~平成20	平成17. 3.18	12. 2	1, 809, 379	148, 310	21.01	36. 92	57. 93	30.35	平成20. 1.14
小計	10地区			147. 3							
新津金沢団地	公社	昭和40~昭和41	昭和40.10.15	11.8	126, 620	10, 731	20.16	-	20.16	24. 97	昭和41. 8.12
小計	1地区			11.8							
合計	11地区			159. 1							

(6)南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立)	施行面積	事業費	(千円)		減歩率		公共用地率	換地処分年月日
	旭门王体		認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	五天用地平	换地处力平月日
白根北部	組合	昭和55~昭和59	昭和55.10.31	15. 8	752, 280	47, 613	15. 30	18.00	33. 30	22. 56	昭和59.6.1
白根第二	組合	昭和59~平成元	昭和59.11.16	8. 9	474, 928	53, 363	18.50	15. 70	34. 20	23. 89	平成元. 9. 5
白根第一	組合	平成 3~平成25	平成 4. 3.27	31.9	4, 824, 076	151, 225	22. 53	18. 40	40. 93	35. 05	平成 8. 2. 2(1工区) 平成20.12.14(2工区)
小計	3地区			56.6							
白根第三	共同	昭和63~平成元	昭和63. 5.31	0. 9	55, 624	61, 804	21. 20	18.00	39. 20	28. 31	平成元. 4.14
戸頭北	共同	昭和63~平成元	平成元. 2. 3	1.6	76, 768	47, 980	16.80	12. 40	29. 20	30. 52	平成 2. 3. 2
小計	2地区	·	·	2. 5	·						
合計	5地区			59.1							

(7)	西	区
-----	---	---

(// <u>H</u> E	1421L	+- /- /- /-	事業(組合設立)	施行面積	事業費	(千円)		減歩率		^ # B # #	14. U. W. A. F. F. F.
事業名	施行主体	施行年度	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	公共用地率	換地処分年月日
内野火災復興	市	昭和29~昭和34	昭和29. 9.28	10. 3	17, 786	1, 727	17. 49	1.89	19. 38	25. 04	昭和35.3.4
大学南	市	昭和58~平成 7	昭和58.9.6	20. 6	4, 301, 000	208, 786	26.07	0.64	26.71	28. 31	平成 3. 2. 8
小計	2地区			30.9							
青山	組合	昭和39~昭和44	昭和39.12.1	16. 7	77, 112	4, 617	22.01	5. 33	27. 34	22. 48	昭和44. 4.18
平島青山	組合	昭和40~昭和45	昭和41. 3.29	38. 5	455, 631	11, 835	12.86	23. 81	36. 67	27. 41	昭和46.2.2
上新栄町	組合	昭和42~昭和46	昭和42.12.12	10. 1	80, 000	7, 921	32. 15	7. 60	39. 75	25. 77	昭和46.10.22
中権寺上新町	組合	昭和47~昭和50	昭和47. 8.17	27. 1	595, 663	21, 980	15. 59	14. 15	29. 74	24. 55	昭和50.12.23
寺尾	組合	昭和47~昭和52	昭和48. 3.23	18.8	654, 717	34, 825	17. 02	11. 94	28. 96	28. 19	昭和52. 7.12
流通センター	組合	昭和55~昭和58	昭和55.12.16	13. 4	1, 108, 000	82, 687	14. 46	23. 44	37. 90	21.89	昭和59. 1.10
前川原	組合	昭和56~昭和59	昭和56.5.8	6. 1	272, 998	44, 754	16. 20	11.30	27. 50	27. 46	昭和58.8.9
坂井	組合	昭和58~昭和60	昭和58.12.20	1. 7	156, 750	92, 206	27.73	2. 17	29.90	29.64	昭和60.9.6
的場	組合	昭和63~平成 4	昭和63.12.2	15. 5	2, 685, 966	173, 288	13. 75	26.37	40.12	21.62	平成 4.11.4
緒立	組合	昭和63~平成 4	昭和63.12.2	8. 2	1, 527, 852	186, 323	8.14	29. 70	37.84	23.04	平成 4.11.4
黒埼北部	組合	平成 3~平成 8	平成 3.11.15	33.7	5, 936, 812	176, 167	19.50	17.00	36.50	32. 97	平成 8. 3.15
赤塚駅前	組合	平成 3~平成10	平成 4. 3.27	50.6	11, 860, 333	234, 394	26.36	22.33	48.69	38. 87	平成10. 7.13
小新梅田	組合	平成 9~平成14	平成 9. 4.28	30.8	8, 949, 039	290, 553	20.84	21. 25	42.09	29.89	平成14. 2.22
小新白鳥	組合	平成12~平成15	平成12. 9.19	5. 2	1, 370, 000	263, 462	14.00	22. 77	36.77	28. 11	平成15. 1.10
山田	組合	平成12~平成16	平成12.12.22	11.3	1, 575, 491	139, 424	11.91	23. 42	35. 33	30.99	平成16.11.5
山田立仏	組合	平成13~平成15	平成13.10.26	1.3	243, 215	187, 088	26. 38	23. 46	49.84	33. 05	平成15.11.21
新通	組合	平成12~平成22	平成13.3.9	28. 5	6, 139, 076	215, 406	18. 38	36.03	54. 41	33. 77	平成19. 8.26
小新白鳥東	組合	平成23~平成27	平成23.6.6	12.0	2, 331, 189	194, 266	17. 16	29. 34	46. 50	31. 10	平成27. 1.18
小計	18地区			329. 5							
焼鮒	個人	昭和42	昭和42. 8.29	4. 9	36, 300	7, 408	15.00	-	15. 00	24. 73	昭和42.11.24
小計	1地区			4. 9							
合計	21地区			365.3							

2 土地区画整理事業施行実績[施行中]

(1)江南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立)	施行面積	事業費	(千円)		減歩率		公共用地率	換地処分年月日
	加打工体	21] 王体 旭1] 年度	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	公共用地举	沃地处力平月日
市場周辺	組合	平成27~平成29	平成27. 6.18	3. 9	782, 000	200, 513	16. 53	48. 48	65. 01	16. 53	
合計	1地区			3. 9						·	·

(2)西区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立)	施行面積	事業費	(千円)		減歩率		公共用地率	換地処分年月日
事 未有	旭打工体	旭门牛皮	認可年月日	(ha)	総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算	五天用地平	按地处万千万口
内野西	組合	平成12~平成28	平成13. 1. 4	29. 5	6, 349, 550	215, 239	26. 70	47. 94	74. 64	35. 82	
亀貝	組合	平成23~平成28	平成23. 6.24	30. 7	6, 768, 449	220, 471	12.65	47. 04	59.69	26. 95	平成28. 2.14
合計	2地区			60. 2							

3 土地区画整理事業助成制度

まちづくりは、関係権利者の相互理解はもとより、創意工夫が不可欠です。 土地区画整理事業により、特色あるとともに持続的に発展するまちづくりを行う施行者に対して、助成金を交付しています。

◆新潟市土地区画整理事業助成金交付規則の主な内容

◆新潟市土地区画整埋事業助成金交付規則の主な内容									
助成項目	適用条件	助成率							
	歩車道分離道路のうち、広域的な交通問題の改善 に貢献すると市長が認めるもの。								
道路築造に要する費用	歩行者専用道路のうち、広域的な交通問題の改善 及び施行地区内の良好な景観の形成に貢献すると市 長が認めるもの。	市長が別に定める基準							
下水道の築造に要する費用		額の 1 / 2 を上限とする。							
公園築造に要する費用	土地区画整理法施行規則第9条第6項に掲げる技術 基準を満たすものであること。								
雨水調整池の用地費		事業計画上に定める整理前 宅地の平均単価に必要面積を 乗じて得た額の1/2を上限 とする。							

4 鳥屋野潟南部開発計画

新潟市内にあって豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接するとともに、高速交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部地区約270haにおいて、環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間の創出、新しい都市機能の導入を行うもので、民間活力の導入を図りながら、県・市・亀田郷土地改良区の三者で整備を推進している。

(1) 開発の目標

- ① 鳥屋野潟と一体になって、水と緑に恵まれた、都市のオアシ スとなるアメニティゾーンの形成。
- ② 新しいライフスタイルの創出に必要なアメニティあふれる 文化・レクリェーション拠点の形成。
- ③ 環日本海地域の拠点として、国際交流の一環とした文化・産業交流、及び都市と農村の融合・交流を図る拠点の形成。

(2) 土地利用ゾーニング

開発区域を図一①に示すように4つの土地利用ゾーニングに区分 している。

なお、平成18年3月に、知事・市長・亀田郷土地改良区理事長による三者協議会が開催され、総合レクリェーションゾーンからウェルネスゾーンに名称変更された。

(3) 各ゾーンと関連道路の現況

① 〔ウェルネスゾーン〕ゾーン内の市有地では、平成16年度から新潟市民病院の移転新築工事が着工し、平成19年11月1日に開院した。

新市民病院周辺の民有地では、土地区画整理事業が行われ、 病院関連施設の立地が進み、市民病院東側では新潟市アイスア リーナが平成26年2月に開業した。

また、産業振興センター西側には、平成27年12月に消防局・中央消防署の新庁舎の運用を開始した。

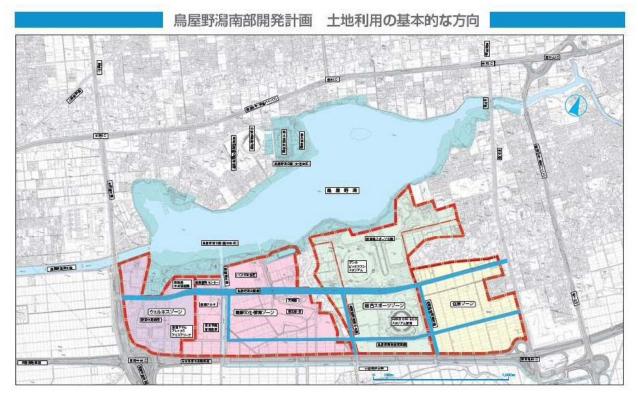
- ② [国際文化・教育ゾーン] 現在,産業振興センター,新潟テルサ,東京学館新潟高校,天寿園が立地している。また,公園線北側においては,平成26年度にいくとぴあ食花がグランドオープンを向かえた。

平成28年度も引き続き、公園線南側の整備を行う。

- ④ [住居ゾーン] 住居ゾーンにおける第一段階での開発として、 鳥屋野潟公園線の北側(5.5ha)において、平成23年度より長 潟南土地区画整理事業が行われ、平成27年度に換地処分が完 了した。
- ⑤ [関連道路] ゾーン内の都市計画道路として鳥屋野潟公園線 (全線供用済),鳥屋野潟南部中央線,鳥屋野潟南部東線,鳥屋 野潟南部東西線が位置付けられている。

なお、平成17年度にまちづくり交付金が採択され、平成2 1年度までの5カ年間に、新市民病院の周辺道路8路線、スポーツゾーン内の鳥屋野潟南部中央線と鳥屋野潟南部東西線の一部、及び天寿園などの整備が完了した。

図一① 鳥屋野潟南部開発計画 土地利用ゾーニング図



ゾーン名	面積	ゾーンの内容	ゾーン名	面積	ゾーンの内容
ウェルネスゾーン	37ha	市民病院を核こ、関連施設の配置を行い、良好な療養環境の確保と快適な空間の形成を図るゾーン	総合スポーツ ゾーン	93ha	スポーツ・ヘルス機能等で構成するゾーン
国際文化・教育ゾーン	86ha	文化・国際交流・人材育成・研究開 発等の機能を取り込んだゾーン	住居ゾーン	54ha	優れたアメニティ機能の整備を生かした 住宅地等の形成を図るゾーン



新潟市民病院



消防局·中央消防署



5 市街地再開発事業

この事業は、低層の老朽建物が密集した既成市街地において、細分化された敷地を広く共同利用し、不燃の共同建築物に建替えるとともに、道路・公園・広場などの公共施設やオープンスペースを確保することによって、安全で快適な都市環境に再生させようとするものであり、これにより、商店街の近代化や土地の有効活用を図るなど、地域の整備改善と活性化に大きく貢献するものです。事業手法には、組合施行、個人施行、再開発会社施行、地方公共団体施行、都市再生機構等の施行があります。

本市における市街地再開発事業の実施状況は、次のとおりです。

●完了地区

(1) 弁天町地区第一種市街地再開発事業 (A工区)

(施行者 弁天町市街地再開発組合)

▼地区の概要

当地区は、駅前の商業・業務地区の一角を形成してきたが、木造家屋の 老朽化等により昭和47年に地元の権利者に再開発の機運が高まりました。 以後、準備組合の設立、都市計画決定、組合設立と順調に進みましたが、 予定していたキーテナントの出店辞退により一時中断となりました。その 後、施行地区を2工区に区分し、A工区については、昭和56年にビジネス ホテルをキーテナントとした再開発ビルが完成しました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.27ha ・権利者数 5人(内転出者1人)
- ・権利変換 全員同意型(第110条)(昭和55年1月認可)
- ・施行期間 昭和 49 年度~56 年度 ・事業費 2,518 百万円

▼施設建築物概要

- ·用途地域 商業地域 (600%/80%)
- ・敷地面積 1,875 m² ・建築面積 1,474 m²
- ・延床面積 12,842 m² ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- · 規 模 地下 1 階, 地上 13 階, 駐車台数 34 台
- ・主要用途 ホテル,店舗,駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定 昭和49年8月
- ・市街地再開発組合設立 昭和49年12月
- ・建築工事 昭和55年2月(着工)~昭和56年10月

(2) 新潟駅南口第一地区第一種市街地再開発事業 (施行者 新潟市)

▼地区の概要

昭和46年10月の上越新幹線の新潟駅乗り入れ決定を契機に、従来新潟駅北口で止まっていた都市軸を南方向へ向かって発展させるため、駅南地区約15.4haを、新たに新潟市の副都心として整備するため、昭和52年「新潟駅南口地区再開発基本計画」を策定しました。

この計画の先発事業として位置づけられた第一地区再開発事業は、市施行により、昭和60年4月に「プラーカ新潟」としてオープンしました。

また、都市施設としては、1.4ha の駅南口広場、東・西連絡通路、60m 修景道路およびプラーカ2,3の地下を結ぶ地下横断歩道等の整備を行いました。

▼事業の概要

- ・地区面積 2.4ha ・権利者数 56 人(内転出者 14 人)
- · 権利変換 地上権非設定型(第 111 条)
- 施行期間 昭和55年度~60年度 ・事業費 20,449百万円

▼施設建築物概要

	A1 棟(プラーカ 1)	A2棟(プラーカ2)	C1棟(プラーカ 3)
用途地域	商業地域(6	600%/80%)	
敷地面積	4, 632 m²	2, 398 m²	3, 140 m²
建築面積	4, 114 m²	1, 957 m²	2, 404 m²
延床面積	30, 813 m²	15, 862 m²	19, 209 m²
構造	鉄骨鉄筋コンクリー	ト造	
規模	地下2階,地上12階,	地下2階,地上7階	地下2階,地上7階,
	駐車台数 55 台	駐車台数 63 台	駐車台数 67 台
主要用途	ホテル,店舗,駐車場	店舗,駐車場	店舗,事務所,駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定 昭和53年12月・事業計画決定 昭和55年8月
- ・建築工事 昭和58年3月(着工)~昭和60年4月

(3) 新潟駅南口第四地区D3街区第一種市街地再開発事業

(施行者 新潟駅南口デースリー市街地再開発組合)

▼地区の概要

当地区は、新潟駅南口地区再開発基本計画では、幹線道路の機能性、利便性を積極的に生かした業務施設の整備を図っていくべき地区として位置づけられております。副都心の業務核にふさわしい施設の整備およびすでに都市計画決定されている2路線の整備により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.6ha ・権利者数 6人(内転出者1人)
- ・権利変換 全員同意型 (第110条) (平成6年9月認可)
- ・施行期間 平成5年度~8年度 ・事業費 7,301百万円

▼施設建築物概要

- 用途地域 商業地域 (600%/80%)
- ・敷地面積 2,707 m² ・建築面積 2,237 m²
- ・延床面積 20,203 ㎡ ・構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ·規 模 地下 1 階, 地上 10 階, 駐車台数 235 台
- 主要用途 事務所, 駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定 平成元年 11 月・市街地再開発組合設立 平成 5 年 9 月
- ・建築工事 平成 6年10月 (着工) ~平成8年3月

(4) 花園1丁目地区第一種市街地再開発事業

(施行者 花園一丁目地区市街地再開発組合)

▼地区の概要

当地区は、建築物の大半が建築後30年前後を経過し、機能低下をきたしているなど、駅前商業業務地として土地の有効利用を図る必要がありました。

そこで、民間施行により共同ビルを建設し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.3ha ・権利者数 12人(内転出者3人)
- ・権利変換 全員同意型 (第 110 条) (平成 12 年 11 月認可)
- ・施行期間 平成 12 年度~15 年度 ・事業費 5,740 百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域 (600%/80%)
- ・敷地面積 2, 187 m ・建築面積 2, 019 m
- ・延床面積 13,018 m² ・構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ·規 模 地下 1 階, 地上 16 階, 駐車台数 40 台
- ・主要用途 店舗、ホテル、事務所、コミュニティホール、駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定・市街地再開発組合設立・事業計画認可平成12年2月平成12年5月
- ・建築工事 平成 12 年 12 月 (着工) ~平成 14 年 11 月

(5) 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業

(施行者 新潟駅南口第二地区市街地再開発組合)

▼地区の概要

当地区は、昭和55年に準備組合が設立され、昭和63年には都市計画決定を受けましたが、平成3年にキーテナントが出店を辞退し、その後の厳しい経済状況もあり、進展が見られませんでした。

しかし、平成11年に当初予定していた大型商業施設に代わり、都心居住を目的とした住宅等を中心とする施設計画に変更して、事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 1.1ha ・権利者数 18人(内転出者 2人)
- ・権利変換 全員同意型 (第 110 条) (平成 19 年 12 月認可)
- ・施行期間 平成 15 年度~22 年度 ・事業費 13, 262 百万円

▼施設建築物概要

A隽	 数地	B敷地		
A-I棟	A−Ⅱ棟	B棟		
商業地域(600%/80%)			
6, 38	85 m²	731 m²		
4, 61	.8 m²	562 m²		
36, 318 m²	18, 708 m²	3, 978 m²		
高強度鉄筋コンクリート	鉄骨造	鉄骨造		
造, 鉄骨造				
地下1階 地上31階	地上11階,駐車台数	地下1階,地上7階		
駐車台数 156 台	378 台			
住宅,店舗,事務所,	店舗,スポーツ施設,	店舗,事務所		
駐車場	駐車場			
	AーI棟 商業地域(6,38 4,61 36,318㎡ 高強度鉄筋コンクリート 造,鉄骨造 地下1階地上31階 駐車台数156台 住宅,店舗,事務所,	商業地域(600%/80%) 6,385 ㎡ 4,618 ㎡ 36,318 ㎡ 18,708 ㎡ 高強度鉄筋コンクリート造,鉄骨造 地下1階地上31階、地上11階、駐車台数駐車台数156台 378台 住宅、店舗、事務所、店舗、スポーツ施設、		

▼事業経過

・都市計画決定 昭和 63 年 10 月・市街地再開発組合設立 平成 15 年 3 月・事業計画認可 平成 19 年 1 月

・建築工事 平成 20 年 1 月 (着工) ~平成 22 年 2 月

●事業地区

(6) 古町通7番町地区第一種市街地再開発事業

(施行者 (仮称) 古町通7番町地区市街地再開発組合)

▼地区の概要

本事業は、かつて新潟の繁華街の中心地である古町地区において、そのシンボルであった旧大和新潟店の建物と隣接した周辺の建物とを一体的に不燃化、高度化をするとともに、にぎわいの創出を実現し、古町周辺地区の活性化を図ることを目的に、地権者等で構成される再開発組合が実施するものです。

▼事業の概要

• 地区面積 約 0.8ha

・施行期間 平成28年度~31年度(予定)

▼施設建築物概要

用涂地域 商業地域(600%/80%)

・延床面積 約 36,500 m²

• 主要用途 商業施設、業務施設

▼事業経過・予定

・都市計画決定・市街地再開発組合設立・権利変換計画認可平成 28 年度平成 28 年度

・建築工事 平成 29 年度~平成 31 年度

6 まちなか再生建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の建築を行う者に費用の一部を助成する制度です。

本市におけるまちなか再生建築物等整備事業の実施状況は、次のとおりです。

●完了地区

(1) 新潟駅南口E 2街区優良再開発建築物整備促進事業

(共同化型)(施行者 清水建設株式会社)

▼地区の概要

当事業は、建築物、建築敷地および公共施設の整備を一体的に行いました県内初の優良再開発建築物整備促進事業です。

快適性に富んだ優良な都市型高層住宅の建築のほか、近隣住民の交歓の場となる公開広場を整備し、また、低層部には屋内スポーツ施設を設けるなど、地域住民の健康増進にも役立っています。

▼事業の概要

・地区面積 0.44ha ・権利者数 9人(内転出者6人)

・施行期間 昭和 61 年度~63 年度 ・事業費 4,060 百万円

▼施設建築物概要

·用途地域 商業地域 (400%/80%)

・敷地面積 4,260 m ・建築面積 1,859 m

・延床面積 15,448 ㎡ ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

• 規 模 地上 15 階, 駐車台数 32 台

・主要用途 共同住宅(136 戸)、事務所、屋内プール、アスレチックルーム

▼事業経過

・補助事業の承認 昭和61年6月

・施設建築物着工 昭和62年9月

• 施設建築物竣工 平成元年 3 月

(2) 新潟駅南口F2街区優良建築物等整備事業

(市街地環境形成タイプ)(施行者 清水建設株式会社)

▼地区の概要

当事業では、快適で安全な都市環境を備えたまちづくりを目指し、都市型高層住宅の建設により、良好な市街地住宅の供給を図るとともに、公開空地およびF街区区画道路等を一体的に整備しました。

▼事業の概要

・地区面積 0.86ha ・権利者数1人

・施行期間 平成 5年~10年度 ・事業費 8,842百万円

▼施設建築物概要

用途地域 商業地域(400%/80%)

・敷地面積 8,005 m² ・建築面積 5,442 m²

・延床面積 34,577 m² ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

•規 模 地上 15 階, 駐車台数 323 台

・主要用途 共同住宅 (323 戸 A棟: 121 戸, B棟: 202 戸)

▼事業経過

・優良建築物等整備事業の承認 平成5年12月

・第1期工事(A棟) 平成7年11月(着工)~平成9年2月(竣工)

・第2期工事(B棟) 平成9年3月(着工)~平成11年1月(竣工)

(3) 寄居町地区まちなか再生建築物等整備事業

(マンション建替タイプ)(施行者 富士マンション建替組合) 当地区は、当市の既成中心市街地である古町周辺地区の一部を成し、近 年定住人口の減少が進む中心市街地で、都心居住を促進すべき地区として 位置づけられております。

街の賑わいの中心となるべき古町周辺地区において、老朽マンションを 建替え、優良住宅による都心居住の促進と公開空地等による都市環境の向 上により、中心市街地の活性化を図ることを目的として事業が行われまし た。

▼事業の概要

・地区面積 0.1ha ・権利者数 61 人(建替え決議時)

・施行期間 平成 17 年度~20 年度 ・事業費 1,154 百万円

▼施設建築物概要

·用途地域 商業地域 (400%/80%)

・敷地面積 852 m² ・建築面積 486 m²

・延床面積 5,008 m² ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

• 規 模 地上 13 階, 駐車台数 38 台

・主要用途 共同住宅(44 戸),事務所,店舗

▼事業経過

・建替え準備組合設立
 ・建替え決議
 ・建替組合設立認可
 ・権利変換計画認可
 ・従前マンション解体工事着工
 ・施行再建マンション竣工
 ・建替組合解散
 平成 14 年 2 月
 平成 16 年 7 月
 平成 17 年 11 月
 平成 18 年 5 月
 平成 18 年 6 月
 平成 20 年 5 月
 平成 21 年 3 月

(4) 西堀通6番町地区まちなか再生建築物等整備事業

(住宅複合利用タイプ) (施行者 株式会社福田組)

当地区は、当市の既成中心市街地である古町地区の一部を成し、近年定住人口の減少が進む中心市街地で、都心居住を促進すべき地区として位置づけられております。

当事業は、街の賑わいの中心となるべき古町地区において、住宅と商業施設を有する複合ビルを建設し、低未利用地の解消と土地の高度利用、公開空地等による都市環境の向上により、中心市街地の活性化を図ることを

目的として整備しました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.6ha ・権利者数1人
- ・施行期間 平成 17 年~21 年度 ・事業費 10, 154 百万円

▼施設建築物概要

- ·用途地域 商業地域 (600%/80%)
- ・敷地面積 4,671 m² ・建築面積 3,225 m²
- ・延床面積 41,654 m²・構造 高強度鉄筋コンクリート造
- · 規 模 地下 1 階, 地上 29 階, 駐車台数 423 台
- ・主要用途 共同住宅 167 戸,店舗,駐車場

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 平成17年4月
- ・施設建築物着工 平成18年8月
- ·施設建築物竣工 平成21年7月

(5) 下大川前通5ノ町地区まちなか再生建築物等整備事業

(市街地環境形成タイプ) (施行者 株式会社マリモ)

当事業は、当市の既成市街地である古町周辺地区において、遊休地となっていた敷地に、市街地環境に配慮した良質な共同住宅を建設する事業であり、地域の利便性向上に資する公開空地を整備するとともに、未整備の都市計画道路部分を整備し、歩行者空間の確保に寄与することを目的としております。また、都心居住の促進と土地の合理的かつ健全な高度利用による中心市街地の活性化を図ります。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.36ha ・権利者数1人
- ・施行期間 平成 20 年~21 年度 ・事業費 1,890 百万円

▼施設建築物概要

- ·用途地域 近隣商業地域 (300%/80%)
- ・敷地面積 1,884 m ・建築面積 770 m
- ・延床面積 9,488 m²・構造 鉄筋コンクリート造
- ·規 模 地上15階, 駐車台数84台
- ・主要用途 共同住宅84戸

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 平成20年5月
- ・施設建築物着工 平成20年9月
- 施設建築物竣工 平成22年3月

(6) 古町通5番町地区まちなか再生建築物等整備事業

(住宅複合利用タイプ)(施行者 新潟古町通五番町開発特定目的会社) 当地区は、当市の既成中心市街地である古町地区の一部を成し、近年定 住人口の減少が進む中心市街地で、都心居住を促進すべき地区として位置 づけられております。

当事業は、街の賑わいの中心となるべき古町地区において、老朽化し機能低下した商業ビルを新たに複合ビルに更新するもので、古町地区の活性化に向け、魅力的な商業施設の再生と都市型賃貸住宅の供給を行うとともに、公開空地等による都市環境の向上により、中心市街地の活性化を図ることを目的として整備しました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.38ha ・権利者数3人
- ・施行期間 平成19年~24年度 ・事業費 1.365百万円

▼施設建築物概要

- •用途地域 商業地域 (600%/80%)
- ・敷地面積 3,006 m ・建築面積 2,183 m
- ・延床面積 5,300 ㎡ ・構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- 規 模 地上 4 階
- ・主要用途 共同住宅30戸,店舗

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 平成19年10月
- ・施設建築物着工 平成24年4月
- ·施設建築物竣工 平成25年2月

【都心軸・萬代橋周辺エリア賑わい空間創造事業】

- ◎新潟の都心軸を形成する「萬代橋周辺地区」に新しい賑わいをつくるため、 魅力的な都市空間の形成と官民が連携したエリアマネジメントの推進を 図ります。
- ◎公共空間の活用や、自然や水辺を活かした景観づくり、環境整備、情報発信など、地域の魅力向上と活性化につながるハード整備・ソフト対策を展開し、萬代橋周辺ならではの新しいまちづくりを進めます。
- ◎平成27年度は、萬代橋周辺夜間照明基本・実施設計などを行いました。 平成28年度は、信濃川やすらぎ堤の利活用に向け、民間事業者等の出店 を進め、また萬代橋ライトアップの設計などを行う予定です。

【湊町新潟花街文化を活かしたまちづくり事業】

- ◎「古町花街・白壁通り」地区には、長い時間をかけて作り上げられた「みなとまち」の歴史・文化的資産が数多く残されています。それら地域固有の歴史・文化資産を後世に継承できるよう「みなとまち」の歴史や文化を活かしたまちなみの保全・創出に取り組み、地域の人々が誇りと愛着を持ってその街に暮らし、訪れる人々がその魅力を楽しみながら回遊できる都市空間を創出します。
- ◎平成27年度は白壁通り(市道中央3-11号線)の道路改良工事に向けた 設計などを行いました。平成28年度は白壁通りの道路改良工事などを 行う予定です。

【まちなかの魅力創出事業】

- ◎都心軸エリアで「光の演出」を実施し、都心軸の魅力向上や賑わい創出 を推進するとともに、市内外へ向けた都市イメージの明確化と発信に取り組みます。
- ◎平成27年度は、8月~9月にかけて萬代橋から見る夜景づくりとして、 八千代橋と柳都大橋のライトアップを実施しました。また12月~3月にかけては、光と映像で演出する古町ウインターイルミネーションを NEXT21において実施しました。平成28年度も、萬代橋や古町周辺において、イルミネーションを実施する予定です。



______ やすらぎ堤の利活用イメージ



万代島 港湾区域の利活用



萬代橋ライトアップイメージ



白壁通り 整備イメージ



柳都大橋 ライトアップ



古町ウインターイルミネーション(NEXT21)

【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域(景観計画区域:新潟市全域)において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1)高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面(のりめん)の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の指定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、3地区を設定しています。

(1)二葉町1丁目1区地区

日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区(面積 約3.4ha)

(2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の 資産として景観形成を図るべき地区(面積 約133.7ha)

(3)旧齋藤家別邸周辺地区

江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された事業家や豪商 の旧別荘といった歴史的建築物が建ち並ぶ地区(面積 約1.6ha)

3 景観アドバイザー会議

建築物や工作物、広告物等の意匠、色彩計画、緑地計画等について、 良好な景観の形成や周辺の環境に調和させるために配慮すべき視点から、 専門家がアドバイスを行います。

平成28年度 景観アドバイザー

専門分野等	氏 名		
アドバイザー会議	新潟市景観審議会会長職務代行		
座長	新潟大学工学部教授	西村	伸也
建築物の意匠など	一級建築士・伊藤純一アトリエ 主宰	伊藤	純一
建築物の色彩など	新潟大学教育学部准教授	橋本	学
緑地計画など	新潟市造園建設業協会 理事	玉木	正和
広告物など	元新潟県広告美術業協同組合	永井	稔

4 景観形成推進組織

新潟市景観条例第24条の規定に基づき、一定の地区における景観の 形成を目的とした組織で、所定の要件を満たすものを景観推進組織とし て認定します。現在、次の7団体が認定されています。

- (1)二葉町1丁目1区景観形成推進会
- (2)二葉町1丁目2区景観形成推進会
- (3) ウェルカム下町推進委員会
- (4) 小須戸本町通り町並みを考える会
- (5) 本町再生プロジェクト
- (6) 古町花街の会
- (7) 旧小澤家住宅周辺の歴史的町並みを考える会

5 助成

認定された景観形成推進組織に対して、年20万円を上限に通算5年度を限度として、次に該当する活動に要する経費の一部を助成します。

- (1) 景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動
- (2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレットの作成等の啓発活動
- (3) その他景観の形成のために必要な活動

【屋外広告物】

屋外広告物法及び新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を主目的として、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 広告物設置について (許可制度)
- (2)許可地域・規格基準の設定
- (3) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定(禁止地域)
- (4) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定(禁止物件)
- (5)適用除外について
- (6) 広告物活用地区について

(指定地区) ・万代シテイ広告物活用地区

(7) 広告物協定地区について

(認定地区) • 鳥屋野潟湖南地区屋外広告物協定

信濃川右岸地区屋外広告物協定

(8)屋外広告業について(登録制度)

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、 1ヵ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以 上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 地上からの高さが 15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000 平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は 移転に伴い表示し、又は設置するもの
- (3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000 平方メートルを超える建築物若しくは工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変 更面積が外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

【まちなみ整備なじらね協定促進事業】

魅力的な景観形成と地域コミュニティの保全・育成のため、新潟の魅力の向上や交流人口の拡大につながる地域において、住宅等の所有者などが、相互に協定(なじらね協定)を締結し、魅力ある街なみづくりにつながる住宅の改修等を行う場合に、基本計画の作成や改修等に係る費用の一部を助成します。

1 助成対象費用・助成対象者

• 基本計画作成費

なじらね協定の締結に向けて基本計画を作成しようとする3軒以上の住宅等の所有者などで構成される団体

・建築物等整備費 なじらね協定を締結している住宅等の所有者または使用者

2 助成率 助成限度額

• 基本計画作成費

1/2 かつ 15万円以内(1地区あたり)

・建築物工事費

1/2 かつ 50万円以内(1軒あたり)

工作物工事費

1/2 かつ 25万円以内(1軒あたり)

3 協定締結地域

- 中央区上古町地区
- 江南区亀田本町地区
- 秋葉区小須戸本町通り周辺地区
- ・古町花街地区(中央区古町通8・9番町周辺地区)
- 旧小澤家住宅周辺地区

都 市 交 通 政 策 課



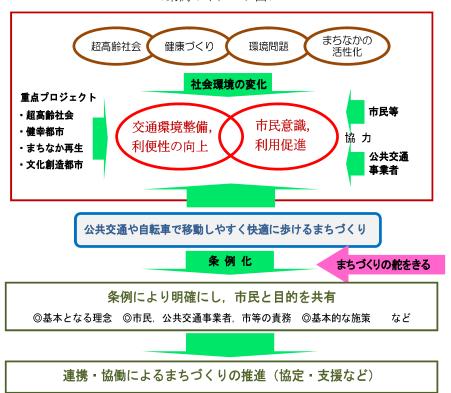


I 移動しやすいまちづくりに向けた条例の制定

1. 条例制定の目的

公共交通や自転車・徒歩が日常生活や社会生活に密接に関わるものであるという認識の下、過度にマイカー利用に依存することなく誰もが移動しやすいまちづくりを目指して、その方向性を明確にし、市民の皆さんと目的を共有するため、「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」を平成24年7月に定めました。さらに、本条例に基づき「移動しやすいまちづくり基本計画」を平成27年4月に策定し、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

<条例のイメージ図>



Ⅱ 第3回新潟都市圏パーソントリップ調査(総合都市交通計画)

1. 背景

新潟都市圏では、自動車依存の高まりなどにより朝・夕のピーク時を中心とした道路混雑が緩和されないなど、様々な交通問題が生じています。また、都市をめぐる社会経済状況の変化とともに、交通を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような背景のもと、平成 14 年度から 16 年度の 3 ヵ年にかけて、国・県・市により「第 3 回新潟都市圏パーソントリップ調査」を実施し、将来のあるべき都市像を見据えた新たな総合都市交通計画を策定しました。

2. パーソントリップ調査(総合都市交通計画)の概要

(1)基本方針

都市圏構造の構成要素ごとに、施策の基本方針を示します。

- 広域交通との連携:魅力確保に向けた広域交通の活用
- 都心部の交通:歩行者・公共交通を中心とした交通環境の形成
- 放射方向の交通:公共交通や自動車などによる軸の形成
- 環状方向の交通:道路によるネットワークの強化
- 周辺地区の交通:賑わいの創出

(2)7つの重点施策

基本方針に沿った施策のうち、特に積極的な取り組みが必要なものを、 重点施策として位置づけます。

○ 新潟駅の広域交通結節機能の強化

<計画対象圏域>

- 空港アクセス機能の強化
- 公共交通の利用促進
- 都心部にふさわしい 交通環境の創出
- 幹線道路網の整備促進
- 高速道路の有効活用
- 住民意識の向上促進



Ⅲ にいがた交通戦略プランの推進

1. 概要

高齢者や来訪者など誰もが移動しやすい交通環境の実現に向けて、短・中期 (概ね 10 年) に取り組むべき本市の交通政策をまとめた「にいがた交通戦略 プラン」に基づき、ハード・ソフトの両面からなる各種施策や社会実験などを 行い、多様な交通手段を選択できるまちづくりを目指します。

2. 経緯

- ・第3回 PT 調査を踏まえた新潟都市圏総合都市交通計画の策定(H14~H16)
- ・合併した各地域の拠点間及び各地域内の交通手段の確保などの重要な課題 について検討(H17~H18)
- ・「にいがた交通戦略プラン」策定協議会(5回開催)を設置し、パブリック コメントによる市民意見の反映を行いながら、プランを策定(H19)

3. 戦略プランの内容

■基本方針

- ・多核連携型の都市構造を支える交通戦略 都心に行きやすく地域間の結び付きを強化する交通施策
- ・地域の快適な暮らしを支える交通戦略各地域の特性とコミュニティを大切にする交通施策
- ・市街地の賑わいと都市の活力を創出する交通戦略 質の高いサービスと移動性を確保する都心及び都心周辺部の交通施策 都心部における賑わい空間や魅力に資する交通戦略
- ・地域や関係者が一丸となって取り組む交通戦略 市民や事業者とともに進める全市的な交通施策

■基本施策

- パークアンドライドの拡充
- バリアフリーの推進
- ・住民バスへの積極的な支援
- ・区バスの再構築
- ・高齢者へのお出掛けを支援
- ・新潟空港へのアクセス向上 など

4. 平成28年度の主な事業内容(都市交通政策課分)

- ■区バスの運行や住民バスの運行支援
- ■鉄道駅のバリアフリー化の推進
- ■高齢者を対象としたおでかけ支援事業「シニア半わり」の本格実施
- ■エコ通勤をはじめとしたモビリティ・マネジメントの推進 など



IV 生活交通確保維持事業

1. 背景

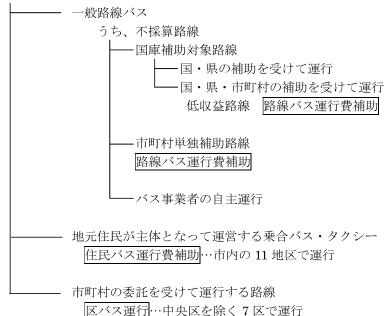
- (1)バス利用者の減少
- (2)運輸政策審議会自動車交通部会答申(平成 11 年 4 月) 「乗合バス事業に関して地方公共団体がより主体的に関与する ことが適当」
- (3)道路運送法の改正(平成14年2月) 不採算路線からの撤退が許可制から届出制へ変更
- (4)バス交通に対する国・県補助制度の改正 (平成14年10月以降の運行)

生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線の運行維持

(5)道路運送法の改正(平成18年10月) バス事業に係る規制の緩和

2. 路線バスの種類

■一般乗合旅客運送事業(道路運送法第4条)

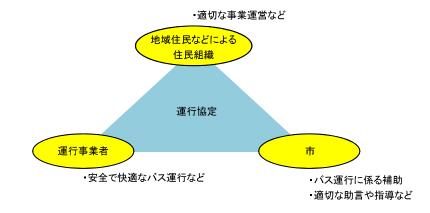


3. 住民バスについて

(1) 事業概要

バス路線の廃止問題を抱える地区や公共交通空白・不便地域において、 地域住民が主体となり運営する乗合事業に対し運行費の一部補助を行い、 必要最低限の生活交通を確保します。

住民組織が主体となったバス運行のイメージ図(例)



(2) 補助基準

運 行 日:通年(平日·土休日運行) 運行便数:70 便/週(10 便/日)

上記条件で算出した運行経費の一部を補助

(人口密度など地域の特性に応じて補助率の上限を 70%~85%に設定)

(3) 住民バス実施地区(市内 11 地区で運行中)

平成17年 4月~ 赤塚・みずき野・四ツ郷屋地区

10月~ 島見町·太郎代地区

大江山地区、両川地区

内野上新町地区

11月~ 亀田茅野山·早通地区

平成19年7月~ 新潟島下町地区

平成 20 年 4 月~ 坂井輪地区

平成 22 年 4 月~ 陽光·松浜·濁川地区、月潟地区

11月~ 横越地区

4. 区バス運行事業について

(1)事業概要

政令指定都市移行に伴い、区役所への移動など、新たに生じた住民ニーズに対応すること等を目的に、区が主体となり区バスを運行しています。

(2) 各地区の運行内容

	区	北区	東区		江南区	秋葉区
	系統名	太郎代浜ルート	河渡ルート	松崎ルート	アスパーク市民病院ルート	新津駅小須戸循環ルート
	コース	太郎代浜~ 北区文化会館	山の下庁舎前~ 区役所~ ・ じゅんさい池~ 逢谷内~ 新潟駅南口 区役所		アスパーク亀田〜亀田駅 〜区役所〜曽野木 〜市民病院	新津駅西口~区役所~新津美術館 ~区役所~秋葉区文化会館~ 新津駅東口
運行概	距離(km)	6.7∼18.4km	9 <u>.</u> 9km	20.4km	3.7~20 <u>.</u> 6km	27.7km(西口行) 28.0km(東口行)
要	運行手段	9人乗り ジャンボタクシ ー			42人乗り小型バス (座席19) 46人乗り小型バス (座席17)	35人乗り小型バス (座席11)
	運行便数 (便/日)	平日11便 (冬季 平日14便)	平日12便 土休日8便	平日11便 土休日8便	平日18便 土曜16便, 休日15便	毎日7便

	区 南区						
	系統名	北部ルート	大鷲ルート	白根・さつき野駅ルート	東部ルート	新飯田・茨曽根 ルート	庄瀬ルート
	コース	白根~鷲巻~ 大野仲町~大通~ 根岸~白根	白根~上大郷~ 大鷲//~中鷲の木 ~東笠巻~朝捲 ~白根 さつき野駅		新飯田~茨曽根~ 庄瀬~田上駅	上新田~茨曽根 ~白根	兎新田~ 庄瀬~白根
運行概	距離(km)	34.1~ 38.0km	29.4~ 32.0km	24.3~ 27.3km	14.0~ 14.3km	15.3~ 15.5km	17.7~ 17.9km
要	運行手段		41人乗り小型バス(座席14)他				
	運行便数 (便/日)	平日3便	平日2便	平日5便	平日3便	平日2便	平日2便

	区	西区	西蒲区	
	系統名	中野小屋線 (路線バス延伸)	中之ロルート	
	コース	赤塚駅~中野小屋 ~槇尾	中之口~巻駅前 ~巻・潟東IC	
運行概	距離(km)	8,4km	15.8km	
要	運行手段	74人乗り 大型バス (座席25)他	43人乗り 小型バス (座席17)	
	運行便数 (便/日)	平日10便	平日14便	



区バス位置情報システム「e 区バス」

V 交通バリアフリーの推進

1. バリアフリー新法

高齢者、身体障がい者や妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、平成 12 年 11 月に交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)が施行され、本市においても交通バリアフリー基本構想を策定しました。

交通バリアフリー法の施行後、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進することを目的として、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充したバリアフリー新法(高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が平成18年12月に施行されました。

2 取り組み方針

平成 23 年 3 月 31 日に国からバリアフリー新法に基づいた新たな基本方針が示されたことから、公共交通事業者と協力しながら、1 日当たりの平均的な利用者数が 3 千人以上の鉄道駅などの旅客施設における段差解消やバス車両のノンステップ化などのバリアフリー化を推進しています。

3 平成28年度の取り組み

JR 白新線 東新潟駅のバリアフリー化工事 JR 越後線 小針駅のバリアフリー化詳細設計



荻川駅(H26改札内エレベーター整備)

VI 羽越本線高速化促進新潟地区同盟会

1. 概要

羽越本線沿線地域の恵まれた資源を有効活用するとともに、均衡ある国土 形成のため、羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化の早期実現を図ること を目的とし、活動を行っています。

2. 主な活動

庄内地区(会長:鶴岡市長)・秋田地区(会長:由利本荘市長)の同盟会とともに、促進大会やシンポジウムの開催を通じ、羽越本線高速化に向けた 機運の醸成を図っています。

3. 活動の方向性

当面の間、在来線の高速化の 実現に向け、以下のことにつ いて重点的に促進します。

- ■上越新幹線と羽越本線の 乗り継ぎ利便性の向上
- ■駅構内の改良 (高速分岐器化、分岐器の高番数化)
- ■新型車両の導入 (高速対応車両 120→130 km/h)

4. 現在の取り組み状況

- ■新潟駅連続立体交差化に併せた 同一ホーム乗換え事業の推進
- ■羽越本線高速化に向けた PR活動・沿線地域の連携推進



新幹線・在来線の同一乗り換えホーム イメージパース

※整備イメージ(今後の検討・協議により変更の可能性があります。

〜公共交通利用に向けた取組み〜 (施策ポスター)





新 交 通 推 進 課



■ BRT路線で運行している、本市の連節バス車両「ツインくる」



■新バスシステム開業・BRT第一期導入区間運行開始記念式典(平成27年8月30日)



■ 連節バスに乗車する人々(新潟駅前)



■ 市役所ターミナル

1. 新パスシステムとは

新潟市が進めている新バスシステムとは、BRTの導入と区バスや住民バスなどを含めた全市的なバス路線の再編により、将来にわたってバス路線を維持・拡充していくバス体系のことです。

このうち、都市機能が集積している都心部においてBRTを導入し、過度にマイカーに依存しなくても快適に移動できるまちなかにふさわしい質の高い交通環境の実現を図ります。

また、多くのバス路線がまちなかで重複していた区間を、BRTの導入により集約・効率化し、それにより生じた余力(車両や運転手)を郊外に投資し、郊外路線の増便や路線の新設を含めたバス路線の再編を行うことで、将来にわたって持続可能な公共交通体系を目指します(図-1)。



まちなかのバスを 集約し、余力を郊外へ



図-1 新パスシステムのねらい

2. バス利用者数の減少に歯止めをかける

新バスシステムの導入理由の一つは、バス利用者数の減少に歯止めをかけ、 持続可能な公共交通体系の実現を図るためです。

マイカー依存度が高い新潟市におけるバス利用者数は、平成 12 年から 22 年までの 10 年間で約 40%の減少、バスの運行便数は平成 <math>13 年から 24 年までで約 20%の減少となっています(図<math>-2)。

今後も、超高齢社会の進行により、それまでマイカーで移動してきた人が公 共交通に頼らなくてはならなくなったときに、公共交通が利用しづらくなって いる恐れがあります。

将来を見据え、今から公共交通を抜本的に改善する必要があります。

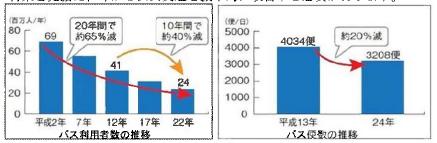


図-2 新潟市におけるバス利用者数とバス運行便数の推移

3. 新バスシステムの運用開始と段階的な機能向上

新バスシステムは、平成27年9月5日に新潟交通㈱とともに、運用を開始しました。BRTは第1期運行区間である新潟駅〜青山間に導入し、あわせてバス路線再編を実施することにより、運行開始前に比べ約450本の増便が図られました。これにより持続可能な公共交通体系構築への第一歩を踏み出しましたが、今後も専用走行路の導入などを目指すとともに、第2期として新潟駅から鳥屋野潟南部方面への延伸、さらには県庁方面とを結ぶ大きな環状線「基幹公共交通軸」の整備に向け段階的に取り組みます。

併せて、地域内の交通とともに、都心へのアクセス交通を充実させ、この環 状線につなぐことで、すべての地域の方たちが、都心周辺のさまざまな都市機 能、さまざまな施設を使いやすくします。

4. 経緯

◆平成 14 年度~16 年度

第3回新潟都市圏パーソントリップ調査で基幹公共交通軸の形成方針が示される(一般の路線バスよりも高いサービスレベル等)

◆平成 21 年度

新たな交通システム導入検討調査の実施

- ○検討区間: 基幹公共交通軸を基本に万代島アクセスを追加
- ○検討システム:BRT、LRT、小型モノレール

◆平成22年8月~平成23年5月

有識者、関係者などからなる「新潟市新たな交通システム導入検討委員会」 を設置し検討、導入の方向性について提言がなされる。

ー提言(平成23年5月)の概要ー

〈導入ルート〉

○白山駅-古町-新潟駅-鳥屋野潟南部を優先整備区間とすべきである。 特に、都心軸(市役所-古町-新潟駅)を最優先とすべきである。

〈導入システム〉

○導入効果、事業規模、事業環境の視点から、基幹公共交通軸に導入する システムとしてはBRT、LRTが望ましい。

ただし、小型モノレールについては、万代島のアクセスを含めた広域的 な拠点を結ぶルートに適する可能性がある。

〈導入シナリオ〉

- ①当面BRTの早期導入を目指す。
- ②今後の環境の変化を踏まえ、LRTへの移行について判断する※。 ※判断時期としては新潟駅高架下交通広場の供用のめどがつく頃とする。

◆平成 24 年 2 月

「新たな交通システム導入基本方針」の公表

- 新たな交通システム導入基本方針の概要-

○新潟駅~古町~白山駅間 (L=約 4km) を第 1 期導入区間とし、BRT

- の平成 26 年度の導入を目指す。第 2 期導入区間を新潟駅~鳥屋野潟南部間 (L=約 6km) とする。
- ○新潟駅~古町間 (L=約 2km) は道路中央部に<u>専用走行路</u>の設置を目指す。(わかりやすさ、走行性、将来的なLRTの導入を考慮)
- ○連節バスを導入。(シンボル性・バスの集約化による移動需要に対応)
- ○事業方式は公設民営方式を採用。
- ○運行事業者は<u>既存交通事業者に第一提案権</u>を付与し、第三者機関により審査。選定基準を満たさない場合は改めて公募。
- ○第2期導入区間は弁天線における導入区間の確保を段階的に図り、新 潟駅連続立体交差化事業の進捗状況を見据えながら、出来るだけ早い時 期の導入を目指す。

◆平成24年9月~平成25年1月

「新潟市BRT第1期導入区間運行事業者審査委員会」を設置し、新潟交 通㈱の提案について審査し、新潟交通㈱が運行予定事業者としての適格性を 有するとした結果を市長へ報告

◆平成 25 年 2 月

BRT第1期導入計画の公表

BRT導入とバス路線再編による「新バスシステム」を目指す。

- BRT第1期導入計画の概要-

- ○新潟交通㈱の提案を踏まえ、青山地区までの延伸を検討する。 (次頁図-3)。
- ○「新バスシステム」運用開始時点では、連節バス4台と一般バスを組み合わせ、走行空間については既存のバスレーン・規制による暫定型で 運行し、段階的に機能強化を図る。
- ○導入効果の確認を行ったうえで連節バスを増やすとともに、段階的に バス路線再編・交通結節点整備を進めていく。
- ○現地での検証を行いながら、開業 5 年後(平成 31 年度ごろ)を目途に、新潟駅~古町間での専用走行路の設置を目指す。



図-3 BRT導入ルート図

◆平成 25 年 4 月

新潟交通㈱と基本協定を締結。

◆平成 25 年 6 月

持続可能な公共交通についてシンポジウムを開催。

◆平成 25 年 8 月~11 月

8月末に神奈川中央交通、11月中旬には京成バスから連節バスを借用。 体験試乗会と併せて走行空間検証を2回実施。

◆平成 25 年 12 月

市議会12月定例会において、連節バス4台の製造に関する契約議案が可決。

◆平成 26 年 4 月

平成 27 年夏頃の新バスシステムの第 1 期導入区間運行開始に向けて、新 潟交通㈱と運行事業協定を締結。

◆平成 26 年 4 月~

交通結節点、情報案内システム、BRT駅などのインフラ整備に着手。

◆平成 26 年 6 月

BRTトータルデザインを公表。(市役所ターミナル・BRT駅)





◆平成 26 年 9 月

新潟交通㈱と新バスシステム事業の運行事業協定に関する細目協定を締結。

◆平成27年度

- ○交通結節点、情報案内システムなどインフラ整備完了。
- ○9月5日新バスシステム運行開始。
- ○新バスシステム事業評価委員会を設置し、新バスシステムの効果検証の体 制を構築。
- ○(開業後)利用者等の意見を踏まえたダイヤ改正を行うなど改善実施。

◆平成28年度(予定)

- ○専用走行路の設置に向けた社会実験の実施。
- ○新潟交通西部営業所構内への連節バス車両基地の整備。
- ○市役所ターミナルや情報案内システムなど施設の高機能化によるバス利 用環境の向上。
- ○新バスシステム事業評価委員会の開催(事業評価の検証)

5. 今後の目標スケジュール

◆平成 31 年度まで

専用走行路などを整備、連節バス4台追加。(完成型)

◆平成34年度頃

新潟駅高架下交通広場の完成による南北一体化ののち、LRTへの移行についても社会環境を考慮し判断。

港湾課



新潟港 (西港区)

新潟港 (東港区)



港湾

平成7年 (1995年)大連、天津、上海を結ぶ中国航路開設

日本海側唯一の中核国際港湾として位置づけられる 東港区西ふ頭にガントリークレーン2号機完成

1 新潟港の沿革

元和2年 (1616年)長岡城主堀直寄によって港町としての基礎が築かれる 平成8年 (1996年) 新潟港が国から輸入促進地域(FAZ)の指定を受ける(3月) 寛文11年(1671年)河村瑞賢により西廻り航路の寄港地に指定 新潟港と大連港の間で友好港協定締結(6月) 東港区西ふ頭に国際海上コンテナターミナルが供用開始 明治元年 (1868年) 新潟港が五港(函館・新潟・神奈川・兵庫・長崎)の一つとし (暫定-12mで供用 9月) て開港 明治29年 (1896年) 西突堤の建設工事開始 東港区西ふ頭にガントリークレーン3号機完成 明治42年(1909年)大河津分水事業の工事開始(1922年通水) 平成9年 (1997年) 新潟東港コンテナターミナル管理棟完成(11月) 大正4年 (1915年) 市営により県営ふ頭地区の修築工事開始(1926年完成) 平成10年(1998年)東港区西ふ頭地区にFAZ施設の定温薫蒸庫と定温庫が 大正12年(1923年)新潟臨港会社により臨港ふ頭地区の築港工事開始 供用開始(4月) (1926年完成) 平成11年(1999年)北朝鮮,韓国,新潟を結ぶ北東アジア航路開設(8月) 昭和4年 (1929年) 日満航路開始 対岸貿易の門戸として栄える 平成12年(2000年)新潟港港湾計画改訂(7月) 昭和26年 (1951年) 重要港湾に指定 「新潟みなとトンネル」貫通(8月) 昭和27年(1952年)航行安全宣言 平成14年(2002年)「新潟みなとトンネル」、「柳都大橋」供用開始(5月) 昭和30年(1955年)海岸決壊 地盤沈下が激しくなる 平成15年(2003年)万代島地区に「朱鷺メッセ(コンベンション複合施設)」が開業 昭和38年 (1963年) 東港区建設工事が太郎代地区において開始 (5月) 昭和39年(1964年)関屋分水路事業の工事開始 平成16年(2004年)東港区に大型エックス線検査装置を配備(3月) 新潟地震発生 港湾施設も壊滅的被害をこうむる 東港区西ふ頭にガントリークレーン4号機完成 平成17年 (2005年) 「新潟みなとトンネル」 全線開通(7月) 昭和42年(1967年)特定重要港湾に指定 昭和44年(1969年)東港区開港 「市道中央3-176号線(海岸道路)」開通(7月) 昭和47年(1972年)関屋分水路通水 平成18年 (2006年) 東港区ガントリークレーン強風により倒壊(11月) 昭和55年(1980年)外航コンテナ船就航(トランスシベリアコンテナ航路) 平成19年(2007年)東港区臨港地区指定(3月) 昭和56年(1981年)万代島ふ頭 旅客上屋等が完成・供用開始 平成20年(2008年)東港区ガントリークレーン5号機供用開始(5月) 昭和58年 (1983年) 東港区LNGバース供用開始 平成22年 (2010年)万代島地区に市民市場「ピア Bandai」開業(10月) 昭和59年(1984年)東港区重量物荷役機械(ガントリークレーン)供用開始 平成23年(2011年)特定重要港湾から国際拠点港湾に変更(4月) 内航コンテナ定期航路(日本海ライン)就航 東港区西ふ頭4号岸壁の一部を供用開始(5月) 昭和61年(1986年)新潟港港湾計画改訂(6月) 日本海側拠点港(総合的拠点港、国際海上コンテナ, LNG部門 昭和62年(1987年)東港区コンテナヤードの上屋が完成・供用開始 に選定(11月)※LNG部門は直江津港と連名) 昭和63年 (1988年) 東港区東ふ頭に-14m岸壁が完成 平成24年 (2012年)PORT OF THE YEAR 2011 (特別賞)に選定される(1月) 台湾、香港、韓国を結ぶ東南アジアコンテナ航路開設 東港区西ふ頭4号岸壁全面供用開始(6月) 韓国釜山港との間に釜山航路開設 平成26年(2014年)新潟港コンテナターミナルの運営を民営化(4月) 平成2年 (1990年) 東港区中央ふ頭に-13m岸壁が完成・供用開始 平成27年(2015年)新潟港港湾計画改訂(3月) 平成4年 (1992年) 新潟港とウラジオストク港の間で姉妹港協定締結 西港区に信濃川右岸緑地(万代テラス)が完成・供用開始(5月) 平成5年 (1993年) 新潟~ウラジオストク客船航路開設 平成6年 (1994年)新潟ポートセンターが東港区に完成

港湾課

2 港 湾 施 設

港図-1

新 潟 港 西 港 区



港表-1 主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
1	臨港ふ頭(民営)	1,657	8.0~11.0	8
2	山の下ふ頭 北側岸壁	330	9.0	2
3	山の下ふ頭 南側岸壁	260	7.5	2
4	北ふ頭岸壁	427	7.5 ~ 9.5	3
(5)	東ふ頭岸壁	231	7.5	2
6	中央ふ頭 北側岸壁	294	9.5	2
7	中央ふ頭 先端岸壁	137	7.5	1
8	中央ふ頭 南側岸壁	307	7.5	2
9	南ふ頭岸壁	288	7.5	2
10	万代島ふ頭	1,033	5.5 ~ 7.5	9

新 潟 港 東 港 区



「写真提供:国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所」

港表-2 主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
1	新潟LNGバース(民営)	ドルフィン	14	1
2	東3号 さん橋	ドルフィン	13	1
3	東1号さん橋	ドルフィン	13	1
4	西1号~3号 さん橋	776	7.5	6
(5)	中央ふ頭 岸壁	232	13	1
6	全農グリーンリソース 1号~2号岸壁(民営)	260 197	13 7.0	1 2
7	新日鐡住金バース(民営)	250	7.5	2
8	西ふ頭 コンテナ1号〜2号岸壁	130 185		1 1
9	西ふ頭 コンテナ3号岸壁	350	12	1
10	西ふ頭 コンテナ4号岸壁	250	12	1
11)	南ふ頭 木材1号~2号岸壁	370	10	2
12	全農サイロバース(民営)	100	6	1
13	東ふ頭 1号岸壁	280	14	1
14)	日石ガスAバース(民営)	150	6	1
15	中央ふ頭 東1号~2号岸壁	520	13	2

港 湾 課 **3 新潟港コンテナ航路** <u>港表-3</u>

※平成28年7月25日現在

	配船日				寄港地			T77120119
· ·	自己沙口 山	日	月	火	水	木	金	土
航路	'田 - /田	_	1	ı			_	1
高麗海運(高麗海運ジャパン) H3.9(H27.2 改編)	週1便 (水)	釜山	金沢	直江津	新潟	酒田		釜山
日本郵船(NYK Conteiner Line) H18.8(H26.9 改編)	週1便 (月)		新潟		釜山	釜山		苫小牧
興亜海運(三栄海運) H6.7(H23.6 改編)	週1便 (日)	新潟	秋田		釜山	釜山新港		富山
長綿商船(シノコー) H19.6(H28.2改編)	週1便 (木)	釜山 釜山新港		直江津	酒田	新潟	富山	
·釜山航路								
長綿商船(シノコー) H26.10(H28.7改編)	週1便	釜山		新潟	秋田	苫小牧	酒田	
天敬海運(CKマリタイム) H26.10(H28.7改編)	(火)	蔚山 釜山	釜山 釜山新港	寧波	寧波 上 海	上海		釜山
		釜山	新潟	函館	苫小牧	釧路	八戸	酒田
	'B' iE		釜山	釜山	蔚山 光陽		上海	上海 寧波
南星海運(南星海運ジャパン) H13.5(H27.6 改編)	週1便 (月)	寧波		釜山	釜山 釜山新港		清水	常陸那珂
		仙台	小名浜		細島	釜山	釜山	蔚山
		光陽		寧波	寧波 上海	上海		釜山
			青島		釜山	釜山 釜山新港	新潟	
南星海運(南星海運ジャパン) H13.5(H27.12改編)	週1便 (金)	苫小牧	釧路		八戸	仙台		
			釜山	蔚山 光陽			天津新港	大連
天敬海運(CKマリタイム) H.19.10	週1便	天津新港	大連	3 5 1 5 7	釜山 浦項		新潟	直江津
高麗海運(高麗海運ジャパン) H.25.7	(金)	富山		蔚山 釜山	釜山	光陽		天津新港
興亜海運(三栄海運) H23.7(H24.5改編)	週1便			釜山		新潟	秋田	
高麗海運(高麗海運ジャパン) H23.7(H24.5 改編)	(木)	釜山	蔚山		光陽		青島	大連
汎洲海運(アジアカーゴサービス)	—— 週1便	釜山 釜山新港		新潟	富山	金沢敦智	敦賀	蔚山 釜山
H24.11	(火)	釜山	光陽	寧波	寧波上海	上海		
航路				1			1	
神原汽船	週1便		新潟	富山		小樽		舞鶴
H7.5(H27.11 改編)	(月)			大連	青島		上海	

4 港 湾 統 計

港表-4		入 港	船舶(平	成26年)	(单	単位:千トン)
年 次	合	計	外舟	亢船	内舟	亢船
中	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
平成19年	10, 787	47, 896	1, 431	17, 869	9, 356	30, 027
平成20年	10, 942	46, 620	1, 429	17, 594	9, 513	29, 026
平成21年	9, 806	43, 042	1, 090	15, 302	8, 716	27, 740
平成22年	9, 647	42, 716	1, 138	15, 411	8, 509	27, 305
平成23年	9, 753	47, 337	1, 240	19, 658	8, 513	27, 679
平成24年	9, 363	46, 133	1, 180	19, 200	8, 183	26, 933
平成25年	9, 566	45, 512	1, 152	18, 348	8, 414	27, 164
平成26年	9, 250	44, 957	1, 160	18, 485	8, 090	26, 471

港表一5 外航船国	籍別入港船舶	伯 (平成26年)
国籍	隻数(隻)	総トン数(チトン)
日本	16	703
パナマ	243	4, 098
韓国	259	1, 860
カンボジア	139	310
リベリア	67	623
中国(香港)	105	770
マーシャル諸島共和国	99	2, 395
その他	232	7, 726
合 計	1, 160	18, 485

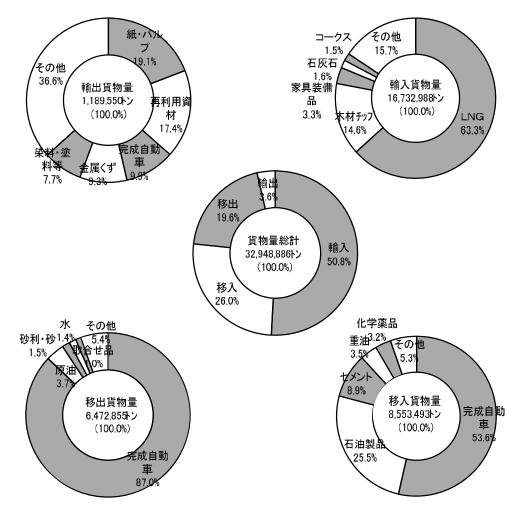
_港表-6			船舶	乗 降 丿	人 員(平成	26年)			(単位:人)
年次		合 計			外国航路		内国航路		
平 次	合 計	乗 船	降船	合 計	乗 船	降船	合 計	乗船	降船
平成19年	1, 531, 711	774, 806	756, 905	1, 460	730	730	1, 530, 251	774, 076	756, 175
平成20年	1, 566, 898	791, 604	775, 294	966	831	135	1, 565, 932	790, 773	775, 159
平成21年	1, 545, 937	775, 935	770, 002	2, 357	1, 027	1, 330	1, 543, 580	774, 908	768, 672
平成22年	1, 463, 203	739, 324	723, 879	418	230	188	1, 462, 785	739, 094	723, 691
平成23年	1, 414, 063	713, 401	700, 662	136	65	71	1, 413, 927	713, 336	700, 591
平成24年	1, 434, 085	723, 762	710, 323	719	697	22	1, 433, 366	723, 065	710, 301
平成25年	1, 412, 765	711, 776	700, 989	498	237	261	1, 412, 267	711, 539	700, 728
平成26年	1, 387, 168	698, 878	688, 290	487	246	241	1, 386, 681	698, 632	688, 049

_港表-7			出入 1	貨物 取	扱 量(平	成26年)		(単位:千フレ	ート・トン)
年 次		合 計			外国貿易			内国貿易	
十	合 計	輸移出	輸移入	合 計	輸出	輸入	合 計	移出	移入
平成19年	33, 006	8, 586	24, 420	15, 932	1, 393	14, 539	17, 074	7, 193	9, 881
平成20年	32, 072	7, 868	24, 204	16, 455			15, 617	6, 471	9, 146
平成21年	27, 822	7, 066	20, 756	13, 372	956	12, 416	14, 450	6, 110	8, 340
平成22年	28, 796	7, 294	21, 503	14, 141	1, 121	13, 020	14, 656	6, 173	8, 483
平成23年	36, 012	8, 364	27, 648	19, 203	1, 234	17, 969	16, 809	7, 130	9, 679
平成24年	34, 672	7, 842	26, 830	19, 103	1, 174	17, 929	15, 569	6, 668	8, 901
平成25年	33, 480	8, 113	25, 367	17, 783	1, 339	16, 444	15, 698	6, 775	8, 923
平成26年	32, 948	7, 662	25, 286	17, 922	1, 189	16, 733	15, 026	6, 473	8, 553

※フレート・トン:容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを1トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港湾課

港表-8 出入貨物構成(平成26年)



港表-9

輸出貨物仕向国別表 (平成26年)

(単位:フレート・トン)

仕 向	国	貨	物	量
中	玉		3]	16, 366
韓	国		34	13, 079
ロシ	ア		ć	99, 242
ベトナ	ム		10	9, 223
中国(香港	ķ)		5	56, 668
台	湾		4	17, 195
マレーシ	ア		4	19, 135
その他61ス	1国		16	58, 642
合	計		1, 18	39, 550

港表-10

輸入貨物仕出国別表 (平成26年)

(単位:フレート・トン)

· ·
貨 物 量
3, 448, 226
2, 411, 601
2, 910, 212
1, 450, 571
994, 529
1, 026, 776
680, 830
3, 810, 243
16, 732, 988

※フレート・トン: 容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを1トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表-11

外貿コンテナ貨物量(航路別) (平成26年)

(単位:フレート・トン)

年 次	合 計			東南アジア航路		釜山航路		中国航路			ロシア航路				
4 次	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入
平成19年	2, 290, 128	527, 893	1, 762, 235	292, 705	92, 931	199, 774	788, 686	279, 951	508, 735	1, 208, 737	155, 011	1, 053, 726	0		-
平成20年	2, 166, 772	498, 917	1, 667, 855	225, 032	73, 196	151, 836	647, 559	214, 690	432, 869	1, 291, 804	209, 357	1, 082, 447	2, 377	1, 674	703
平成21年	2, 192, 847	617, 313	1, 575, 534	196, 561	62, 013	134, 548	653, 494	243, 847	409, 647	1, 341, 975	310, 829	1, 031, 146	817	624	193
平成22年	2, 566, 378	789, 402	1, 776, 976	207, 011	59, 840	147, 171	826, 857	332, 081	494, 776	1, 532, 507	397, 478	1, 135, 029	3	3	0
平成23年	2, 958, 541	836, 576	2, 121, 965	144, 942	43, 835	101, 107	971, 723	393, 029	578, 694	1, 841, 618	399, 638	1, 441, 980	258	74	184
平成24年	2, 636, 943	745, 591	1, 891, 352	28, 003	8, 275	19, 728	947, 141	354, 090	593, 051	1, 661, 745	383, 205	1, 278, 540	54	21	33
平成25年	2, 842, 050	942, 666	1, 899, 384	0	0	0	847, 073	351, 636	495, 437	1, 994, 977	591, 030	1, 403, 947	0	0	0
平成26年	2, 730, 866	818, 811	1, 912, 055	0	0	0	764, 692	321, 320	443, 372	1, 966, 174	497, 491	1, 468, 683	0	0	0

※フレート・トン:容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを1トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表-12

外貿実入りコンテナ取扱個数(航路別) (平成26年)

(単位: TEU)

年 次	合 計		東	東南アジア航路		釜山航路		中国航路			ロシア航路				
中 次	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	輸出	輸入
平成19年	105, 861	26, 933	78, 928	13, 270	4, 635	8, 635	52, 988	16, 826	36, 162	39, 603	5, 472	34, 131	0	0	0
平成20年	103, 417	25, 682	77, 735	10, 418	3, 832	6, 586	63, 845	16, 642	47, 203	29, 054	5, 139	23, 915	100	69	31
平成21年	102, 278	31, 973	70, 305	8, 805	3, 239	5, 566	31, 78 3	12, 735	19, 048	61, 651	15, 969	45, 682	39	30	9
平成22年	120, 512	41, 019	79, 493	9, 342	3, 170	6, 172	39, 857	17, 468	22, 389	71, 311	20, 379	50, 932	2	2	0
平成23年	139, 373	43, 350	96, 023	6, 544	2, 277	4, 267	48, 317	20, 284	28, 033	84, 497	20, 783	63, 714	15	6	9
平成24年	124, 683	39, 78 5	84, 898	1, 227	386	841	46, 379	18, 921	27, 458	77, 069	20, 475	56, 594	8	3	5
平成25年	136, 097	50, 296	85, 801	0	0	0	42, 390	19, 354	23, 036	93, 707	30, 942	62, 765	0	0	0
平成26年	129, 129	43, 483	85, 646	0	0	0	37, 303	17, 155	20, 148	91, 826	26, 328	65, 498	0	0	0

※TEU:20フィートコンテナ(長さ約6m)に換算して表されるコンテナ取扱個数の単位

空港課

















1. 新潟空港航空路線の経緯

 9.12.27
 新潟ー花巻間コミューター路線開設(JーAIR 1便/日)

 10.3.21
 新潟ー上海/西安間定期路線開設(中国西北航空 2便/週)

 10.6.1
 新潟ーハルビン間定期路線開設(中国北方航空 1便/週)

1. 新潟空	2港航空路線の経緯				
昭和33. 3.	新潟空港、米国空軍の接取解除となり日本政府に返還	10. 6. 1	新潟-函館間定期路線休止(全日本空輸)	22. 6. 1	新潟-沖縄線(全日本空輪) 季節運航 (6~9月休止)
33. 6.			新潟-グアム間定期路線開設(コンチネンタルミクロネシア航空 2便/週)		
33. 8.	新潟-佐渡間不定期路線開設(富士航空)		新潟-ウラジオストク線就航(ウラジオストク航空 2便/週)		新潟-ハバロフスク線休止(ウラジオストク航空)
39. 6.	新潟-札幌間定期路線開設(日本国内航空)		新潟-仙台間コミューター路線休止(J-AIR)		新潟-ウラジオストク線休止 (ウラジオストク航空)
39. 6.	新潟-大阪間定期路線開設(")		新潟-名古屋間コミューター路線開設 (J-AIR 1便/日)	22. 12. 19	新潟-ハバロフスク線再開(ウラジオストク航空 1便/週)
42. 6.	小松-新潟-丘朱間定期路線開設(全日本空輸)		新潟-ハルビン線 2便/週	23. 1.11	新潟ーウラジオストク線再開(ウラジオストク航空 1便/週)
47.11. 1	新潟空港ターミナルビル新築	10.12. 1	新潟-関西国際港間定期路線休止(全日本空輸)	23. 3.27	新潟-小牧線休止(日本航空)
48. 6.15	新潟-ハバロフスク間定期路線開設(日本航空 1便/週、アエロフロート 1便/週)		新潟-ホノルル間定期路線開設 (日本航空 1便/週)	23. 3.30	新潟-ハバロフスク線休止(ウラジオストク航空)
48. 6.15	国内定期路線(札幌、東京線)にジェット旅客機就航	11. 6. 1	新潟-旭川間定期路線開設(日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄		新潟-ウラジオストク線休止(ウラジオストク航空)
49. 8.10	新潟-佐渡間定期路線開設(日本近距離航空)	11. 6.14	新潟-ハバロフスク線就航(ダリアビア航空 2便/週)	23. 7. 1	新潟-大阪(伊丹)線(全日本空輸 1便増便し、5便/日) 路線計9便/日
51. 9. 1	新潟一大阪線 3便/日		新潟-福岡線就航(エアーニッポン 2便/日)	23. 7.29	新潟-佐渡線就航(新日本航空 4便/日)
52. 6. 1	新潟-札幌線 夏季 2便/日	11. 7.30	新潟-イルクーツク線再開(アエロフロート・ロシア航空 夏季運航1便/週)	23. 10. 30	新潟-福岡線就航(フジドリームエアラインズ 1便/日) 路線計2便/日
52. 7. 1	新潟-名古屋間定期路線開設(全日本空輸 1便/日	11. 10. 31	新潟-ソウル線 5便/週	24. 3.25	新潟-成田間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)
52.10. 1	新潟-大坂線にジェット便1便就航	12. 6. 7	新潟-ハルビン線 3便/週		新潟-名古屋(小牧)線就航(フジドリームエアラインズ 1便/日)
54. 3. 1	小松-新潟-丘朱間定期路線休止(全日本空輸)	12. 7. 1	新潟-関西国際港間定期路線休止(日本エアシステム)		新潟-福岡線(全日本空輸 1便増便し、2便/日) 路線計3便/日
54. 12. 12	新潟-ソウル間定期路線開設(日本航空 1便/週,大寒航空	12. 9.24	新潟-ハバロフスク貨物専用便再開(アエロフロート・ロシア航空)		新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸 1便増便し、6便/日) 路線計10便/日
54. 12. 26	新潟-仙台間定期路線開設(全日本空輸	13. 2. 1	新潟-グアム線 2月~3月 4便/週		新潟一大阪(伊丹)線(日本航空 1便減便し、3便/日) 路線計9便/日
55. 9.30	新潟-佐渡間定期路線廃止(日本近距離航空)	13. 3.26	新潟-上海/西安線 臨時便上海間2便/週増便		新潟-上海線(中国東方航空)2便増便し、4便/週
	新潟-佐渡間不定期路線運航(新中央航空)		新潟-花巻線休止(J-AIR)		新潟―名古屋(小牧)線(フジドリームエアラインズ)1便増便し、2便/日)
	新潟一福岡間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)		新潟-ハバロフスク線(ダリアビア航空) 夏季1便増し、3便/週		新潟-札幌線就航(日本航空 2便/日)
56. 12.	新潟空港B滑走路2,000mに延長供用開始		新潟-ソウル線(大韓航空) 機材大型化	24. 10. 28	新潟-小牧線(フジドリームエアラインズ)1便減便し、1便/日
57. 11. 15	上越新幹線開通(新潟-東京等に影響でる。)		新潟-ハルビン線(中国北方航空) 1便増し、3便/週		新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便減便し、2便/週
58. 9. 1	新潟-東京間定期路線休止,昭和61年9月廃止(東亜国内航空)		新潟-伊丹線(日本エアシステム) 1便増し、4便/日		新潟―台湾線定期チャーター便就航(エバー航空 2便/週)
	新潟一大阪線 4便/日		新潟-佐渡線(旭伸航空) 2機体制によりデイリー化		新潟―台湾線定期便就航(エバー航空 2便/週)
	新潟一福岡間定期路線休止(全日本空輸)		新潟ーホノルル線(JALウェイズ) 季節運航に変更		新潟一大阪(伊丹)線(日本航空1便増便し、4便/日) 路線計10便/日
	新潟-名古屋線 2便/日		新潟-名古屋・広島西線 (J-AIR)機材リージョナルジェット化		新潟-上海線(中国東方航空)月・金便運休、2便/週
	新潟一大阪線 5便/日		新潟一札幌線就航(日本エアシステム 1便/週)		新潟一台北線(エバー航空)連休
63. 2. 63. 6.	新潟ソウル線 大韓航空 3便/週 新潟ハバロフスク線、アエロフロート 2便/週	15. 4. 1	新潟-福岡線就航(日本エアシステム 1便/週) 新潟-上海/西安線(中国東方航空) 新潟-上海間1便増便し、3便/週		新潟-グアム線(ユナイテッド航空)期間運休 4/12~6/28 新潟-ハルビン線(中国南方航空)1便増便し、3便/週
	新潟空港拡張整備(B滑走路2,500m延長)工事着工		新潟ーエ:神/四女禄(中国東ガ航空) 新潟ーエ:神岡1使増使し、3使/週 新潟ーホノルル運休(日本航空)		新潟ーハルビン線(中国南方航空)1便増便し、3度ノ週 新潟ーハルビン線(中国南方航空)1便増便し、4便/週
	新潟一ハバロフスク貨物便 3便/週		新潟ー福岡線休止(日本エアシステム)		新潟ーウラジオストク・ハバロフスク鉄(ヤクーチャ航空)期間運行 7/30~8/13 計9便
	新潟-ソウル線 大韓航空 4便/週(日航とあわせ 5便/週に)		新潟ー女満別線休止(日本航空)		新潟空港運用時間14時間化(7:30~21:30)
	新潟空港ターミナルビル国際線専用施設完成		新潟-旭川線休止(日本航空)		新潟-ソウル線(大韓航空)2便減便し、5便/週
	新潟-ハバロフスク, アエロフロート 3便/週 (日航とあわせ 4便/週に)		新潟-イルクーツク線再開 (シベリア航空 1便/週 季節運航9月まで)		
3. 6.12	新潟-イルクーツク間定期路線開設 (アエロフロート 1便/週)	16. 8. 1	新潟-ソウル線協同運航開始 (大韓航空)	26. 3.30	新潟-ソウル線(大韓航空)2便増便し、1便/日
3. 7.20	新潟-大阪線、夏季ジェット便 4便/日		(11月15日から平成17年1月4日まで(日本航空/全日本空輸)	26. 4. 2	新潟ー台北線(エバー航空)運休
4. 3. 1	新潟-仙台間定期路線休止(全日本空輸)	16. 10. 24	新潟-羽田線臨時運行便~平成17年1月4日まで(日本航空/全日本空輸)	26. 5. 1	新潟一佐渡線(新日本航空)運休
	新潟-福岡間定期路線再開(全日本空輸 1便/日)	16. 10. 31	新潟-ソウル線毎日運航(大韓航空)	26. 7. 1	新潟-大阪(伊丹)線就航(アイベックスエアラインズ 1便/日)
	新潟-ウラジオストク間定期路線開設(アエロフロート 2便/週)		(11月15日から平成17年1月31日まで中越大震災の影響により5便/週運航)		新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸 1便減便し、5便/日) 路線計10便/日
	新潟-小松-ソウル線休止(日本航空) (大韓航空 4便/週に)		新潟-札幌線休止 (日本航空)		新潟-ハバロフスク・ウラジオストク線(ヤクーチャ航空)期間運行 7/15~9/13 計29便
	新潟一広島間コミューター路線開設(J-AIR 1便/日)		新潟一広島西線休止(J-AIR)		新潟ーグアム線運航再開 2便/週
	新潟-佐渡間不定期路線廃止 (新中央航空)		新潟-名古屋(小牧)線(J-AIR 2便増便し、3便/日)		新潟ーソウル線(大韓航空) 2便減便し、5便/週
	新潟-関西国際港間定期路線開設(日本エアシステム 2便/日)		新潟-名古屋(中部)線開設(全日本空輸 3便/日)		新潟ーグアム線運休
	新潟-小松コミューター路線開設(J-AIR 3便/日) 新潟-沖縄間定期路線開設(全日本空輸 1便/日 季節運航3月迄)		新潟-大阪(伊丹)線(全日本空輸 1便増便し、3便/日) 路線計7便/日 新潟-大阪(伊丹)線就航(日本エアコミューター 1便/日) 路線計8便/日		新潟-札幌線(北海道国際航空) 運休 路線計3便/日 新潟-大阪(伊州)線(アイベックスエアラインズ1便増便し、2便/日)
	新潟空港B滑走路2,500mに延長供用開始		新潟一神戸線開設(全日本空輸) 2便/日	21. 3.29	新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸 1便減便し、4便/日)路線計10便/日
	新潟一ハバロフスク線廃止(日本航空)		新潟―上海線(中国東方航空) 1便減便し、2便/週	97 7 91	新潟ーハバロフスク・ウラジオストク線(ヤクーチャ航空)期間運行 7/21~8/29 計23便
	新潟-函館間定期路線開設(全日本空輸 1便/日 季節運航10月迄)		新潟―神戸線(全日本空輸) 1便減便し、1便/日	21. 1.21	新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便増便し、6便/週
	新潟ー佐渡間コミューター路線開設(旭伸航空 4便/日)		新潟一大阪(伊丹)線(全日本空輸 1便増便し、4便/日) 路線計9便/日	27 9 1	新潟-ハルビン線(中国南方航空)1便増便し、7便/週
	新潟-女満別間定期路線開設(日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄		新潟-神戸線休止(全日本空輸)		新潟一札幌線(日本航空)1便増便し、3便/日 路線計4便/週
	新潟空港新ターミナルビル開業		新潟―羽田線臨時便運航(全日本空輸) (中越沖地震の影響により臨時便運航)	20	新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便減便し、5便/週
	新潟空港運用時間13時間化 (7:30~20:30)		新潟一羽田線臨時便運航(日本航空)(中越沖地震の影響により臨時便運航)	28. 3.27	新潟-札幌線 (全日本空輸) 1便増便し、2便/日 路線計5便/週
	新潟-札幌間定期路線開設 (日本航空 1便/日, 11/1~4/30. 4便/週)		新潟-中部国際線(全日本空輸) 1便減便し、2便/日		新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便減便し、3便/週
	新潟-関西国際空港間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)		新潟-福岡線(全日本空輸)1便減便し、1便/日		
8. 10. 31	新潟-小松間コミューター路線休止		新潟-佐渡線(旭伸航空) 1便減便し、2便/日		
	新潟一仙台間コミューター路線開設(J-AIR 2便/日)		新潟-ハバロフスク線休止(ダリアビア航空)		
9. 7. 6	新潟-グアム定期チャーター便就航		新潟-ハバロフスク線就航(ウラジオストク航空 2便/週)		
	(コンチネンタルミクロネシア航空 7/6~9/24 2便/週)		新潟一佐渡線休止(旭伸航空)		
	新潟-西安定期チャーター便就航(中国西北航空 11/4~11/21 2便/週)				
	新潟-札幌間定期路線休止(日本航空) 新潟-花巻間コミューター 緊急関勢(T-ATP 1/年/日)		新潟-札幌線就航(北海道国際航空 2便/日)全日本空輸と共同運航 新潟-沖縄線(全日本空輸) 通佐運航		

21. 6. 1 新潟一沖縄線(全日本空輸) 通年運航 22. 3 28 新潟一ハバロフスク線(ウラジオストク航空)1便減便し、1便/週 22. 3 28 新潟一ウラジオストク線(ウラジオストク航空)1便減便し、1便/週

2. 新潟空港利用状況

(平成27年4月1日~平成28年3月31日)

(単位:人、%)

		27年度		26年度		対前年度比		
		利用者数	利用率	利用者数	利用率		比 率	
	札幌線	135, 230	75. 0%	162, 470	45.4%	△ 27, 240	83.2%	
	成 田 線	27, 547	51. 3%	24, 382	46.1%	3, 165	113.0%	
	佐 渡 線					0	-	
国	名古屋線	93, 046	55. 8%	93, 415	57. 1%	△ 369	99.6%	
	中部国際	58, 536	54.1%	54, 317	51.4%	4, 219	107.8%	
内	名古屋(小牧)	34, 510	59.0%	39, 098	67.4%	△ 4, 588	88.3%	
	大 阪 線	423, 280	69.6%	420, 063	68.4%	3, 217	100.8%	
線	福岡線	137, 339	56.5%	137, 881	56. 2%	△ 542	99.6%	
	沖縄線	35, 480	57.9%	37, 515	61.7%	△ 2,035	94.6%	
	臨時 ▪ チャーター便	1, 970	74. 1%	527	70.3%	1, 443	373.8%	
	国 内 計	853, 892	64. 9%	876, 253	58.6%	△ 22, 361	97.4%	
	ソウル線	56, 693	66. 9%	67, 484	61.8%	△ 10, 791	84.0%	
	ハルビン線	47, 100	67.8%	35, 376	65.3%	11, 724	133.1%	
	上海線	15, 139	61. 7%	12, 243	50.9%	2, 896	123.7%	
	グァム線			5, 608	58.6%	△ 5, 608	0.0%	
	台 北 線			6, 536	88.4%	△ 6, 536	0.0%	
	定期計	118, 932	66.5%	127, 247	62.3%	△ 8, 315	93.5%	
	^チ ャ <mark>ハバロフスク線</mark>	(12便) 802	73. 4%	(16便) 805	55.3%	(△4便) △ 3	99.6%	
	- ウラジオストク線	(11便) 535	53.4%	(15便) 597	46.8%	(△4便) △ 62	89.6%	
	 _便 その他	(47便) 6,592	86. 7%	(23便) 3, 270	80.6%	(24便) 3,322	201.6%	
	チャーター便	(70便) 7,929	81.8%	(54便) 4,672	68.8%	(16便) 3, 257	169.7%	
	国際計	126, 861	67.3%	131, 919	62.5%	△ 5,058	96.2%	
	合 計	980, 753	65. 2%	1, 008, 172	59. 1%	△ 27, 419	97.3%	

(利用率 = 利用者数 / 提供座席数)

【全体】

・国内線、国際線ともに利用者が前年度 を下回り、全体では対前年度比97.3% (27,419人減)の980,753人となった。

【国内線】

- ・国内線全体の利用者数は、対前年度比 97.4%(22,361人減)の853,892人となった。
- ・札幌線は、AIRDO 撤退の影響により提供座席が急減し、夏場の需要に応えられなかった。
- ・成田線の認知度向上や、基幹路線である大阪伊丹線の利用は堅調に推移し, 利用者数を伸ばした。

【国際線】

- ・国際線全体の利用者数は、対前年度比 96.2% (5,058人減) の126,861人となった。
- ・ハルビン線や上海線はインバウンドを中心に順調に推移したものの、国際情勢や円安の影響からソウル線などアウトバウンドの利用者数が減少した。

3. 新潟空港定期航空路線(平成28年4月1日現在)

○国内線

路線	航空会社	航空機	座席数	往復	備考		
新潟一札幌	AD * max (NIII)	DHC8-Q400	74席	2/日			
	全日本空輸(NH)	B737-500	126席	1/目	(6月から9月運航予定)		
	日本航空(JL)	CRJ-200	50席	2/目			
	A 本別に空 (JL)	エンフ゛ラエル170	76席	1/目			
新潟一成田	全日本空輸(NH)	DHC8-Q400	74席	1/日			
新潟-名古屋(中部国際)	全日本空輸(NH)	DHC8-Q400	74席	2/目			
新潟-名古屋(小牧)	フシ゛ト゛リームエアラインス゛(JH)	エンフ゛ラエル170	76席	1 / 🛭	※共同運航		
机构 石口座 (万枚)	日本航空(JL)	エンフ゛ラエル175	84席	1/ н	次六円)		
	日本航空(JL)	エンフ゛ラエル170	76席	3/目			
		CRJ-200	50席	1/目			
新潟一大阪(伊丹)		B737-500	126席				
	全日本空輸(NH)	B737-800	167席	$4 / \exists$			
		DHC8-Q400	74席				
	IBEXエアラインス゛(FW)	CRJ-700	70席	2/目	※共同運航		
	全日本空輸(NH)	B737-500	126席	1/日			
新潟一福岡	主日本土制 (MI)	DHC8-Q400	74席	1/目			
Ay I tool LEH Im?	フシ゛ト゛リームエアラインズ(J H)	エンフ゛ラエル170	76席	1 / 🗆	※共同運航		
	日本航空(JL)	エンフ゛ラエル175	84席	1 / H	次大円、壁肌		
新潟-沖縄	全日本空輸(NH)	B737-500	126席	1/目	10月から5月運航		
新潟一佐渡					運休中		

○国際線

路線	 航空会社	航空機	座席数	往復	備考
新潟ーソウル	大韓航空(KE) 日本航空(JL)	B737-800	138席		新潟→ソウル 月・火・水・木・土 運航 ソウル→新潟 月・火・水・金・日 運航 ※共同運航
新潟ーハルビン	中国南方(CZ)	A320	151席	3/週	水・金・日 運航
新潟一上海	中国東方(MU) 日本航空(JL)	A319	120席	2/週	水・土 運航 ※共同運航
新潟-ハバロフスク 新潟-ウラジオストク	ヤクーツク航空(R3)	SSJ-100	90席	-	(チャーター運航予定:7~8月)
新潟一台北					運休中
新潟ーグアム					運休中

4. 新潟空港航空貨物輸送実績(平成27年度)

(単位:トン)

			亚战97年度	平成26年度	対前	年比
			十成27千及	十成20千茂	増減	比率
	玉	発送	141	150	△ 9	94.0%
貨	内	到着	71	223	△ 152	31.8%
	線	小計	212	373	△ 161	56. 8%
	玉	発送	154	122	32	126. 2%
#-fra	際	到着	104	116	△ 12	89. 7%
物	線	小計	258	238	20	108.4%
小 計		470	611	△ 141	76. 9%	
国 内 郵 便		169	161	8	105.0%	
	合	計	639	772	△ 133	82.8%



※運休中:ハバロフスク、ウラジオストク、台北、グアム、佐渡

5. 新潟空港周辺環境対策

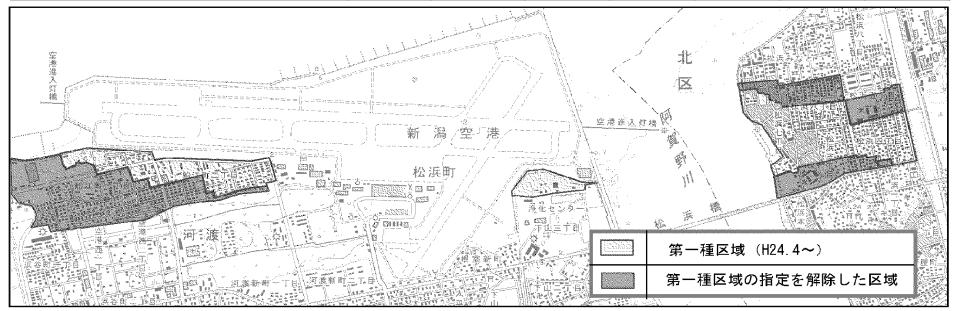
新潟空港は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」により、国は昭和52年、54年、57年に騒音対策区域を指定し、国の制度として、住宅の騒音防止対策工事及び空調機器の更新工事に対する助成措置がとられている。 住宅騒音防止対策工事はほぼ終了しており、現在は空調機器の更新工事を実施している。 また、県市の独自対策として、空調機稼働にかかる電気料助成、防音サッシ修理費助成を実施している。

なお、国は平成24年に区域の見直しを行い、騒音対策区域も縮小されたが、指定を解除された第一種区域に対し県市で経過措置を実施している。

平成27年度の事業実施状況

(単位:円)

	事業の内容	件(台)数	事業費	経費負担の内容内訳					
	サポッパサ		尹未貝	国庫補助金	県補助金	市補助金	住民負担額	その他	
国制度分	空調機器更新工事〔区域內〕	120台	22, 936, 739	11, 907, 331	5, 036, 311	5, 036, 311	956, 786		
四闸反刀	共同利用施設機能回復工事	1件	13, 867, 200	6, 175, 000	3, 846, 100	3, 846, 100			
	空調機器更新工事〔解除区域〕	34台	4, 713, 262		1, 092, 717	1, 092, 718	2, 527, 827		
	空調機稼働電気料助成〔区域内〕	769件	22, 554, 600		11, 238, 360	11, 238, 360		77, 880	
県市独自対策	空調機稼働電気料助成〔解除区域〕	974件	18, 362, 025		9, 181, 011	9, 181, 014			
	共同利用施設空調機稼働電気料助成	3件	870, 000		435, 000	435, 000			
	防音サッシ修理費助成	11件	276, 480		110, 592	110, 592	55, 296		
	合 計		83, 580, 306	18, 082, 331	30, 940, 091	30, 940, 095	3, 539, 909	77, 880	
j	ち解除区域(経過措置分)		23, 075, 287		10, 273, 728	10, 273, 732	2, 527, 827	0	



平成28年度 空港課 主要事業

事業名	事業の概要
新潟空港利用活性化事業	○新潟空港の利用者増に向け、官民一体となった広域的なプロモーション活動を行うほか、 航空会社が行うPR事業を支援するなどして、定期路線の維持・拡充及び新規路線の開設 に取り組む。○新潟空港の利便性をより多くの方から知ってもらうために、空港PRを強化し利用活性化に 取り組む。
空港周辺環境対策事業	○住宅騒音防止対策事業〔国制度分〕 新潟空港周辺の防音工事実施住宅における空調機器更新工事。○電気料及び防音サッシ修理費助成事業〔県市独自対策〕 防音工事実施住宅に設置された空調機器の電気料助成、サッシ修理費助成を行う。
新潟空港整備事業	〇新潟空港整備事業費負担金 国が実施する新潟空港施設整備等の工事費の一部を負担する。

新潟駅周辺整備事務所



新潟駅部の高架化工事

I 新潟駅周辺整備について

1 事業目的

新潟駅周辺整備は、鉄道を挟んだ駅南北市街地の一体的な整備を図り、日本海拠点都市にふさわしい都市機能の強化に向けて、鉄道在来線の高架化や幹線道路、駅前広場などの都市基盤整備をはじめ、駅周辺市街地の総合的な整備を図るものです。

2 新潟駅周辺地区の役割と将来像

日本海側の国土軸の強化

「新潟」の拠点性向上

北東アジア交流の 陸の玄関ロ

新潟空港や東北の日本海沿岸地域と 連携した北東アジア交流の

陸の玄関ロ

水の都 にいがたの 都心軸の"要"

新潟駅を挟んだ都心軸と 基幹公共交通軸の形成 人と環境に優しい 都市交通体系の 主要ターミナル

都市内における公共交通の結節点

3 整備方針・目的と事業計画概要

(在来線の高架化)連続立体交差事業

- ●踏切の除却による安全性・利便性の確保
- ●南北市街地の一体化(高架下空間の有効利用、区画道路の整備など)
- ●新幹線・在来線同一ホームによる乗り換えの利便性向上による 国士軸の強化(新幹線・在来線同一ホーム事業)

事業計画概要

■ J R信越本線等連続立体交差事業 高架区間 L=約2.5 k m

(撤去踏切:米山踏切、天神尾踏切)

出来島上木戸線等の整備) (新潟鳥屋野線・ 幹線道路整備事業

- ●自動車の安全かつ円滑な交通の確保
- ●歩行者、自転車の安全性・利便性の確保
- ●電線類地中化による都市景観や都市防災の向上など

新潟駅を挟んだ都心軸の形成

鉄道と基幹公共交通軸の結節点

事業計画概要

- ■新潟鳥屋野線 L=819m W=30m ■新潟駅西線 L=831m W=22m
- ■弁天線 L=330m W=60m
- ■新潟駅東線 L=750m W=22m ■明石紫竹山線 L=766m W=18~20m
- ■駅南線 L=144m W=16m

の整備)(万代広場、高架下交通広場駅前広場整備事業

- ●基幹公共交通軸の形成
- ●広場内へのバス・タクシー・一般車の混入解消
- ●人を癒し、にぎわいの絶えない空間の創出

事業計画概要

■万代広場 A=約 18,500 ㎡ ■南口広場 A=約 14,000 ㎡ ■高架下交通広場 A=約 4,000 ㎡ その他の関連事業

- ●駅周辺市街地の整備 (駅周辺の土地の有効利用や高度利用の促進)
- ●白山駅周辺整備事業



4 経緯

【年 度】	【主なトピック】
昭和62年度	・ 国鉄分割民営化 (新潟車両基地の移転決定により新潟駅周辺整備実現の可能性が浮上)
	・ 鉄道連続立体交差化を含めた新潟駅周辺整備についての調査開始(調査主体:市)
平成 4 年度	• 新潟駅周辺整備対策室設置
	・新潟県・新潟市共同調査開始
平成 6 年度	• 連続立体交差事業調査採択(調査主体:県)
平成 9 年度	· 新潟駅周辺整備関係機関連絡調整会議設置
	・ 「旧国鉄清算事業団用地」取得(3.0ha 125.4億円)
平成10年度	・ 「新潟駅周辺整備基本構想」の公表
	・ 新潟駅周辺まちづくり懇談会、地元自治会長説明会、シンポジウム、アンケート調査等の実施
平成11年度	・ 基本構想周辺自治会等説明会の開催
	・ 市民意見交換会「わいわいガヤガヤ駅サイト」開催
平成12年度	· 連続立体交差事業着工準備採択(事業主体:県)
	• 新潟駅周辺計画課新設
	・ 「新潟駅周辺整備計画策定方針」の公表
	・ まちづくり駅際都シンポジウムの開催
平成13年度	• 新潟駅付近連続立体交差事業協議会設置
	• 新潟駅付近連続立体交差事業促進期成同盟会設立
	・ 「新潟駅周辺整備計画素案」の公表、説明会の開催(19回)
	・「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」開始
平成14年度	・ ワールドカップサッカー大会における交通・情報実験の実施及び総合都市情報システム基本計画案の作成
	・「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」最優秀賞決定
平成15年度	・ 市議会「新潟駅連続立体交差事業及び総合交通体系調査特別委員会」設置
	・ 出張PRコーナーの開催、まちづくりセッションの開催
	・ 「都市計画素案の概要」説明会(9回)

平成16年度	• 駅前広場等基本設計
	・ 「将来の新潟駅駅前広場を考える市民の集いワークショップ」の開催
	・ 新潟駅駅前広場整備に関する出張PRコーナーの開催
平成17年度	・ 「新潟駅周辺整備に関する都市計画素案」説明会開催(6回)
	・ 「新潟駅周辺整備計画」都市計画決定を告示
平成18年度	都市計画道路(新潟鳥屋野線・新潟駅西線・弁天線)都市計画事業認可
	• 新潟駅付近連続立体交差事業 都市計画事業認可
	・ 「新潟駅南口広場実施設計ワークショップ」(3回)
平成19年度	・ 政令指定都市移行に伴い、新潟駅付近連続立体交差事業の事業主体が、県から市へ移管
	• 都市計画道路(出来島上木戸線)事業認可
	• 新潟駅付近連続立体交差事業計画変更事業認可
	(「新潟駅新幹線・在来線共用ホーム整備事業」及びJR負担率変更(7%⇒8%)の認可)
	・ 市民による新潟駅南口広場活用計画づくりワークショップ (3回)
平成20年度	・ 市民による新潟駅南口広場整備ワークショップ(3回)
	・ コネクターキューブ図柄の市民アンケート実施
	・新潟駅舎南側歩行者通路(ペデストリアンデッキ)供用開始
	新潟駅南口広場バスエリア供用開始
平成21年度	• 新潟駅南口広場第一期工事完了
	・ 白山駅周辺まちづくり勉強会開催(2回)
	• 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業施設建築物竣工
	・ 新幹線高架下情報発信施設「情報ポケット新潟」供用開始
平成22年度	• 弁天線電線共同溝工事着手
	・ 白山駅周辺まちづくり勉強会開催(4回)
平成23年度	・ 新潟駅周辺整備の事業計画の見直し(工程、整備手順など)
	・ 信越、白新線方での仮線切換え(2線実施)
	• 新潟鳥屋野線電線共同溝工事着手
	• 新潟駅周辺整備関連道路事業検討会議開催(5回)

平成24年度	 ・ 弁天線全線供用 ・ 新潟駅仮ホーム (8・9番線) 供用開始、6・7番線撤去 ・ 万代広場基本計画見直し実施及び部分整備基本計画策定 (ワークショップ4回) ・ 都市計画道路 (寄居浜女池線・白山) 事業認可 ・ 出来島上木戸線電線共同溝工事着手
平成25年度	・ 白山駅駅舎及び自由通路供用・ 万代広場部分整備着手に伴い出張PR実施(2回)
平成26年度	 ・ 駅南線(けやき通り)供用 ・ 万代広場部分整備 及び 白山駅前広場整備 ・ 万代広場基本計画見直し実施(ワークショップ3回) ・ 越後線方での仮線切り替え ・ 寄居浜女池線(白山)供用
平成27年度	・ 白山駅駅前広場供用・ 万代広場部分整備完了
【目標年次】	【整備目標】
平成30年度	越後線高架化完成、高架駅第一期開業、新幹線・在来線同一乗り換えホーム供用
平成31年度	新潟鳥屋野線供用、踏切の除却(2ケ所)
平成33年度	高架駅全面開業
平成34年度	高架下交通広場供用
平成35年度~	万代広場供用

5 平成28年度事業概要

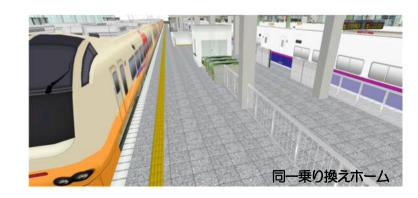
事 業 名	概 要
連続立体交差事業	南北市街地の一体化を目的とした在来線の高架化に向け、新潟駅部をはじめ高架化区間全体で高架橋工事を進めます。
幹線道路の整備	都市内交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、新潟鳥屋野線、出来島上木戸線等の整備を進めます。
駅前広場の整備	基幹公共交通軸の形成と公共交通結節点の機能強化に向けて、高架下交通広場の設計と、市民の思いを反映した万代広場将来整備の計画づくりを行います。
市街地再開発事業	新潟駅周辺地区におけるまちづくりの支援を行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。

6 今後の整備計画



整備イメージ(※今後の検討・協議により変更する可能性があります)





Ⅱ 新潟駅周辺地区の市街地再開発事業について

1 弁天町地区第一種市街地再開発事業

(B 工区) (0.28ha)

当地区は、昭和49年12月に再開発組合が設立され、昭和56年10月にはビジネスホテルをキーテナントとしたA工区が竣工しました。

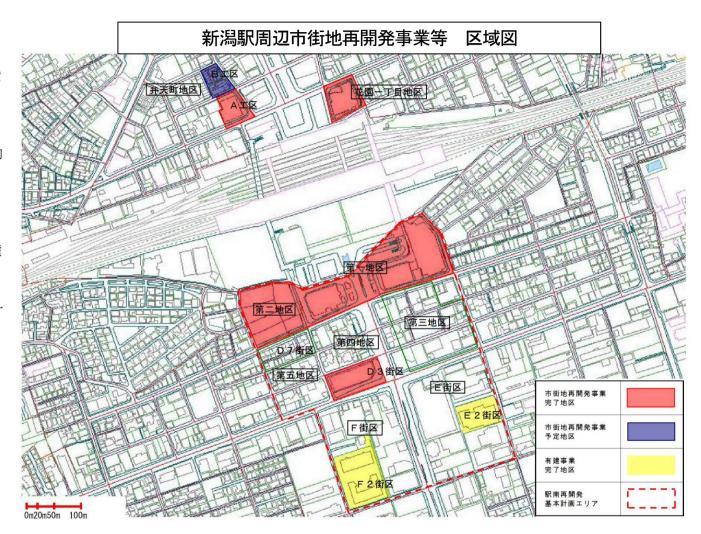
B工区においては、平成12年度に基本計画、 平成13年度には推進計画を作成し、事業化に向 けた調整を行っています。

2 新潟駅南口地区の再開発事業

第五地区 (D7 街区) は、平成10年12月に権利者による研究会組織が設立され、事業計画の調査検討及びデベロッパーの誘致等事業化に向けた検討を行っており、平成14年度には基本計画を作成しました。

現在、研究会は休会中ですが、年1回程度の 役員情報交換を行っています。

その他の地区については、随時地権者と情報 交換や協議を行うなど事業化に向けた支援を行っています。



技術管理センター 技術管理課

技術管理課は、新潟市の実施する公共工事に関する技術基準や設計・ 積算基準の作成などの事業を行っています。

1 土木・建築積算システムの管理

新潟市の発注する土木・建築工事の設計業務において、統一した単価・歩掛等を使用して積算を行うため、クライアントサーバシステムで構築された積算システムを運用しています。

土木工事の設計積算業務では、国土交通省が策定する「新土木工事 積算大系」(※1)を採用しています。積算システムの概要は、右図の ような体系となっています。

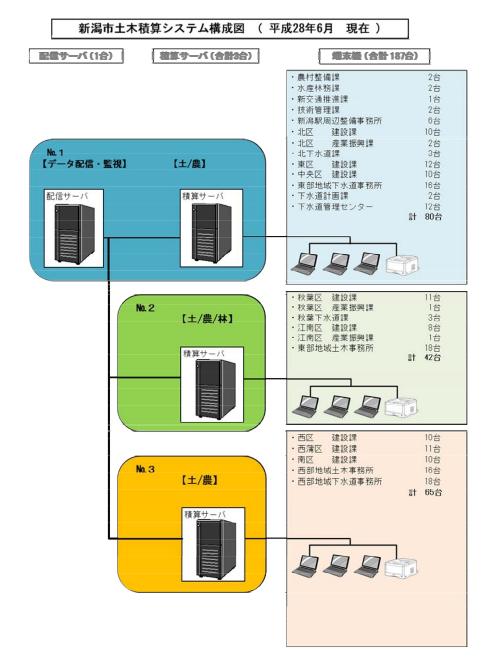
建築工事の設計積算業務では、営繕積算システム等開発利用協議会 において開発された「営繕積算システム(通称RIBC2)」を採用しています。

(※1)「新土木工事積算大系」とは、①積算の内容を発注者、受注者にとってわかりやすく②誰が積算しても標準化された同じような積算となるようにするための積算方法です。

2 総合評価方式の試行

「総合評価方式」とは、公共工事等の契約相手先を決定する入札方法の一つで、これまで主に行われてきた「価格競争方式」(標準的な設計・施工方法に基づいて最も安い価格で入札した企業を落札者に決定する方法)とは異なり、価格と企業の技術力とを総合的に評価して落札者を決定する方法です。

今年度(平成28年度)は80件程度の工事について試行を予定しています。



3 CALSの導入

"CALS"とは Continuous Acquisition and Life-cycle Support の略語で、「継続的な調達とライフサイクルの支援」と訳されます。各種情報を電子化し、技術情報などをネットワークを介して交換及び共有することにより、事業期間の短縮、コストの削減、生産性の向上などを図ります。

平成25年度以降は、「新潟市 CALS 導入拡大スケジュール」に基づいて、電子納品及び保管管理システムへの登録を実施しています。

年度		H25	Н26	H27	H28 以降	
予定価格(税込)	工事	区役所の事業課で発注するもの	2.5 千万円 以上 5 千万円 以上	2.5千万円 以上	1千万	円以上
(700.27)	業務委託		100 万円以上 (ただし、測量業務、地質調査業務は、 金額にかかわらず電子納品とする。)			

新潟市 CALS 導入拡大スケジュール【土木工事】

4 技術職員の人材育成

平成21年3月に、「技術職員の能力育成に関する基本方針」を策定し、職場研修(0JT)や職場外研修(0FF-JT)、自己研修などによる能力向上を推進してきたところですが、さらに多様化する社会環境における公共工事の実施においては、地域住民に対する説明や関係機関との協議など、職員の技術力やプレゼンテーション能力の向上が求められており、これらに必要な技術力習得を図ります。

5 参考

①総合評価の試行件数

年 度	実施件数
平成27年度	78件
平成26年度	115件
平成25年度	118件
平成24年度	121件
平成23年度	275件
平成22年度	125件
平成21年度	115件
平成20年度	137件
平成19年度	10件
平成18年度	4件

②技術管理課で取りまとめを行った内部研修の参加者延べ人数

年 度	参加者延べ人数
平成27年度	900人
平成26年度	975人
平成25年度	964人
平成24年度	470人
平成23年度	187人
平成22年度	276人
平成21年度	3 2 7 人
平成20年度	67人
平成19年度	3 3 3 人

③技術管理課で取りまとめを行った外部研修の参加者延べ人数

年 度	参加者延べ人数
平成27年度	416人
平成26年度	304人
平成25年度	393人
平成24年度	351人
平成23年度	297人
平成22年度	385人
平成21年度	280人
平成20年度	275人
平成19年度	266人

^{※:} 各地域十木事務所、各地域下水道事務所、下水道管理センター、十木総務課、道路計画課等

技術管理センター 工事検査課

工事検査課は、新潟市の実施する公共工事及び設計委託業務等の検査・ 点検を行っています。

1. 工事検査

新潟市の検査業務は、当初設計額 500 万円以上の工事について、「しゅん工検査」、「出来形検査」、「完済部分検査」、「部分使用検査」、「中間技術検査」を実施しています。

業務の効率化を図るため、1,000 万円未満の工事の検査業務を「公益財団法人 新潟市開発公社」に委託しています。

また、1,000 万円以上の工事の検査業務については、年度末等の 繁忙期を中心に指定検査員(検査を委嘱した工事担当課の係長以上 の職員)の協力を得て、業務の円滑な遂行に努めています。

2. 工事点検

適正かつ円滑な工事施工を図り、施工品質の確保に資するため、 当初設計額 500 万円以上の工事の工事看板、施工体制台帳等の点 検を「公益財団法人 新潟市開発公社」に委託し、実施しています。

また、この他に国土交通省が実施している公共工事の「施工体制に関する全国一斉点検」にも参加し、さらなる施工品質の向上に努めています。

3. 職員研修

検査に関する技術力向上と評定の目線合わせのため、監督員、係 長、指定検査員及び新人・転入者対象の研修を毎年実施しています。 また27年度からは土木で委託検査研修を実施し、理解度向上に努 めています。

4. 参考

① 工事検査の件数

検査種別	Н23	H24	Н25	H26	H27
しゅんエ	1, 076	1, 067	1, 023	1,089	947
出来形	10	18	16	15	10
完済部分	0	4	0	0	0
部分使用	205	207	193	234	324
中間技術	85	169	154	140	87
合計	1, 376	1, 465	1, 386	1, 478	1, 368

② 工事点検の件数(全国一斉点検は含まない)

項目	H23	H24	H25	H26	H27
点検件数	971	918	1, 050	968	902

③ 工事検査課で行った職員研修の参加者延べ人数

項目	H23	H24	Н25	H26	H27
研修会回数	10	13	12	12	15
延べ人数	390	482	438	431	487